

飛行家になるには

業指導叢書  
第一編

特 231

163



始





特231  
163



職業指導研究會編

職業指導叢書(第一編)

# 飛行家になるには

附 海軍航空兵試験問題集  
航空局民間依託航空士試験問題集

東京三友社發行





## 序

大海に船出するには羅針盤が必要である。これと同様に、數ある職業の中から吾々の一生を托する職業を選ぶには又職業選擇の羅針盤が必要である。職業指導書は、これから、人生々活の第一歩を踏み出さうとする人達の爲に、陸軍々人、海軍々人、小學校教員、醫師、看護婦、産婆、美容師等々と、出来る限りの職業を網羅して、此等各職業の性質を説明し、かくくゝの職業に就くには、かくくゝの道順を通らねばならぬ、かくかくの業務を習得するには、かくくゝの手續きを踏まねばならぬと云ふことを叙述したものである。

人には各天分があつて何人も自己の天分に適應した職業を選ばなければ



ばならぬ。自己の天分に適應した職業を選ぶと云ふことは、單に自己の幸福の爲だけでなく、國家社會に對しても當然なさねばならぬことである。なんとすれば、國家社會は各人が各其の天分に應じて出来るだけ奉仕するところに其の發展が期せられるからである。

本叢書はそれ／＼其の道の専門家に依頼して、執筆してもらつたものであるが、紙數に制限あり、一方公刊をいそいだ爲に、或は多少の缺陷があるかもしれない。然しこれは他日の補正を期することにして、兎にも角にも本書の上梓が職業選擇の上に何等かの参考になるならば幸である。

編者識す

昭和八年六月

目次

第一編 總説

- 第一章 空は物語る……………一
- 第二章 飛行家になるには……………四

第二編 少年航空兵

- 第一章 少年航空兵の誕生……………八
- 第二章 陸軍少年航空兵……………一〇
- 第三章 海軍少年航空兵……………一四
- 第一節 募集規定……………一四
- 第二節 志願者數と採用者數……………一七
- 第三節 合格者の學歴……………三三

目次



第四節 海軍少年航空兵の教育……………二四

第五節 その進路……………二九

第六節 海軍航空兵の給與……………三〇

第七節 海軍少年航空兵採用試験問題……………三六

**第三編 航空局の民間依託操縦生及び機關生……………四九**

第一章 航空局民間依託航空機操縦生になるには……………四九

第二章 航空局民間依託航空機操縦生試験問題……………五三

第三章 航空局民間依託航空機關生になるには……………六二

第四章 航空局民間依託航空機關生試験問題……………六六

第五章 航空局民間依託航空機操縦生及び機關生各種願書々式……………七〇

**第四編 民間飛行學校……………八〇**

第一章 序……………八〇

第二章 日本輕飛行機俱樂部……………八〇

第三章 名古屋飛行學校……………一〇〇

第四章 民間飛行機操縦術練習所……………一〇三

**第五編 飛行家の生活及び條件……………一〇五**

第一章 飛行家の經濟的地位……………一〇五

第二章 飛行家として必要な條件……………一〇七



# 飛行家になるには

## 第一編 總 說

### 第一章 空は物語る

昨年、一千九百三十二年は航空界にとつて思ひ出の多い年であつた。近年急に進歩の速度を加へた航空技術は、太平洋を自由に飛越さした。一週日足らずで世界を一周させた。人類の限りのない努力によつて征服されて行く大空は、若人諸君を「來い、來い」と誘つてゐる。大空をかけるプロペラーの音は、我々に何事かを物語つてゐる。限りなく澄渡つた蒼空に銀翼の幻を描きながら、その物語りをきいてみよう。

英國は世界大戦の時、獨逸の空軍に苦い經驗を嘗めさせられた。今やその陸、海軍



は言ふまでもなく國民舉つて國防に任じ、軍事航空、民間航空の發達は著しいものがある。常に新しい材料で新鋭飛行機を作り、海陸併せて百貳拾中隊以上の飛行隊と、百貳拾餘ヶ處の民間航空場を持つて居る。その空を通じての貿易は世界第一である。その一國舉つての航空への關心、興味、努力は實に驚ろくべきものがある。英國がインド、シンガポール、香港等にも精銳な航空隊を數多く設置してゐることは、アジアの覇者日本の注意しなければならぬところである。

佛國の航空兵力は歐洲第一である。航空部隊はその本國及び植民地に配置され、航空省が之を統一して、総合的防空計畫の完全無缺を誇つて居る。更にその民間航空の發達は世界無比、一千五百の飛行機と、四萬軒の航空路を持つてゐる。佛國も亦佛領インドに、四個の偵察中隊と一個の水上中隊を置いて居る。

米國は先頃航空五ヶ年計畫を完備し、世界第一の空軍を誇つてゐる。海陸併せて三千機、聞く丈でも何か奮ひ起たせるものがある。空の世界一を誇ることは、單に米國が世界一を好む國であるからではあるまい。

この外、ヒットラーのドイツ、ムツソリーニのイタリー、共産ロシア、隣邦支那の空の進歩にも注目すべきものがある。我が國民は審重に此等について考ねばならぬ。先年ドイツのツエツペリン飛行艇がその巨大な姿を見せて、我等を驚かしたことはまだ我々の記憶に新なところである。

翻つて日本の航空界の事情を見るに、日本の軍事航空は、陸、海軍航空本部で統轄され、陸軍は三飛行學校、八飛行聯隊を有し、海軍は六陸上部隊、航空戰隊若干、航空母艦、鳳翔、赤城、加賀をもつてゐる。陸軍航空本部では、總務部、技術部、補給部、検査部が有り、航空事項の調査、研究、試験及立案、航空兵科の専門教育、器材の審査、制式の統一を掌つて居る。海軍は更にまた横須賀に海軍航空廠を設けて、航空機及び發動機の研究、試作、實驗等の綜合機關となして居る。かくの如く我が國の軍事航空界は形の上では、一應整備してゐるとは云へ、前記の歐米諸國に比して、數に於て甚だ劣勢である。それで、陸軍でも海軍でも全力をあげて研究に製作に練習に力め、又現有勢力の倍加を目標として空軍の大擴張、大充實を計畫してゐる。従つて



航空関係の技術家養成の目的の下に、海軍では昭和五年から海軍少年航空兵を、陸軍では昭和八年から陸軍少年航空兵を募集してゐる。

日本の民間航空は逓信省の航空局が、その奨励、監督、保護、取締等の任に當つて居る。即ち、日本航空輸送會社の様な定期航空輸送事業には、補助金を與へて事業の發達を援け、民間の飛行機操縦士で二等操縦士の資格を得た者には、帝國飛行協會で奨励金を交附して居る。

アメリカはリンデイを生んだ。ポストをグッタイを。——そしてそのバングボーン。ハンドーンは太平洋を征服した。日本人にして之等を凌駕する者は果して誰であらう。蒼空は双手をあげて待つて居る。うら若い諸君の中から銀翼を驅つて、太平洋を横ぎつては米大陸に、シベリヤを越えては、歐洲の地に雄飛する人が出られる事を、待望してゐるのである。

## 第二章 飛行家になるには

飛行機は今や全く軍事上、商業上主要な地歩を占めて來た。

「優秀な飛行家」

それは來るべき時代の至寶である。

どうして飛行機の乗員になるか。その方法は幾らも有る。しかし、うつかりするとその道を誤つて、とんでもないことになる。

諸君は決して多數の諸君の先輩達がした様な、誤を繰り返してはならない。自己の境遇素養にしたがつて、それ／＼自己に適合した道を選ばねばならぬ。

飛行機の乗員になるには、次の四つの方法が有る。

- 一、陸、海軍の士官學校に入學して、航空兵を志望する。
- 二、民間飛行學校で、操縦術なり、機關術なりを研究する。
- 三、逓信省航空局の民間依託操縦生、航空局の航空機關生となる。
- 四、少年航空兵になる。

飛行機の乗員になるには、以上の四つの路があるが、著者は今第四の路を最も手輕



な方法として若い諸君におすゝめし度い。次にその志願法、手續、採用後の生活、將來について詳しく述べ、更に、前に掲げた順序を逆に、説明して行くことにしよう。

年若い諸君よ、諸君が少年航空兵實施の時代に生れたことは、まことに慶賀すべきことである。飛行家を志望する若人は昔から多かつた。だが、自分の費用で飛行家になるには、莫大な金額を拂はねばならなかつた。といふのは、最近こそ幾分安くなつたと云ふものゝ、數年前までは、どこの飛行學校でも、一分間二圓の練習費をとつてゐた。だから、一時間で百二十圓、そして拾五時間の練習に千八百圓の經費を費したたのである。拾五時間の練習を経て、三等操縦士に合格すれば、それこそ破天荒の出世であつた。その頃は設備も悪く、天候やなんかの都合で、拾五時間の練習をするには、みつしり一年もかゝつた。その間一ヶ月五拾圓で生活するものとして、その經費が一ケ年に六百圓、前の練習費と合せて、二千四百圓となる。それだけのお金を使ひ、抜群の成績を示して、三等操縦士となつても、三等操縦士では人間並には扱はれぬ。少くとも二等操縦士の免狀をとらなければ、一人前の飛行家と云ふことは出来ない。

一人前の飛行家即ち二等操縦士になるには、更に參拾五時間の練習が必要だ。するとそれには練習費が四千二百圓、之に二ケ年の生活費を加へると、六千四百圓、練習を初めてから合計三ケ年、八千八百圓の金を費さねばならない。八千八百圓といへば、一寸壹萬圓だ。それ丈を費ひ、三年もかけて飛行家になることは、百萬長者ならいざしらず、中流以下の子弟には、及びもつかぬ夢であらう。

これはつい、五、六年前のこと、今ではそんな、べらぼうな話はないが、それでも前記の金高の四分之一乃至五分之一位の金は是非とも必要だ。然し、陸、海軍の少年航空兵になれば一文の金も要らず、國家の費用で立派な飛行家になれる。なんと、うまい話ではないか。



## 第二編 少年航空兵

## 第一章 少年航空兵の誕生

ロンドンに於いて行はれた日英米佛伊の五ヶ國軍備縮少會議の結果、日本海軍の大勢力たる潜水艦は、その現有勢力を甚しく縮少された。此の缺陷を補充するには、どうしても航空機を發展させなければならぬ。故に海軍では、昭和五年度から海軍少年航空兵を募集し、數年の訓練を経た後、之をして飛行機をもつて國防の第一線に立たせることにした。又陸軍でも愈々昭和八年から海軍に倣つて、少年航空兵を採用することに決定した。

元來、我が國に於ては、相當な年輩の將校や下士官が、航空機の乗務に携つて居たのであるが、航空部隊が益々増設され、多數の操縦者、整備員が必要となつて來た今日では、士官學校出身の將校や下士官だけでは、充分にその要求を満すことが困難になつて來た。専門的技術を必要とする航空技術者は、相當長い間の専門教育を受ける必要があるから、徴兵適齡に依る服役者から、之を求めることは特に困難である。又航空機に關する技術を覚えさせるには、若い内の方が遙かに効果が有るし、尙又飛行術は高等の戰術であつて、相當な兵術眼を必要とするから、その兵術眼を養ふにも、若い時がよいのである。實驗の結果によると、飛行機の操縦に最も適する年齢は、十二、三歳から三十歳までで、將校や下士官が、その専門教育を終へる頃は、すでに其の好時機の大部分を逸する恐れがあるので、少年航空兵の養成は、あらゆる方面から有利である。

こゝに一言注意したいことは、少年航空兵は、少年時代に限るものではなく、種々な階程を経、當人の努力に依つて、次第に昇進し、二十六、七歳頃には航空兵少尉に進み、それからは、他の將校の進級に倣つて、陸海軍少佐まで進級する事が出来ることになつて居る。

實に陸、海少年航空兵の募集は、昭和の若人に恵まれた此の上もない特典である。



## 第二章 陸軍少年航空兵

昭和八年一月十二日、陸軍省から陸軍少年航空兵募集規定が發表された。その概略を示せば次の通りである。

### 一、募集人員

(1) 操縦生徒 七十名 満十七歳以上満十九歳未満

(2) 機關生徒 一百名 満十五歳以上満十八歳未満

(但し陸軍部内よりの採用者の年齢は満二十二歳未満となす)

二、資格——高等小學校卒業程度以上の學力を有し、體格検査及び學科試験に及第せる者より採用す。

三、教育——所澤陸軍飛行學校において次の如く教育す。

(1) 操縦生徒 二ケ年

(2) 機關生徒 三ケ年

四、試験——試験は第一次及び第二次に分つ、第一次試験は體格検査及び學科試験に分ち、學科試験は體格検査に合格したる者に付き之を行ふ。第二次試験は第一次試験に合格せる者に付き、所澤陸軍飛行學校にて之を行ふ。

五、試験科目——國語、作文、算術、地理、歴史

六、卒業後の服役及び進級——兩者共に所澤陸軍飛行學校卒業後各飛行聯隊及び學校に配屬し、一年間伍長勤務上等兵として勤務、第二年目伍長、第三年目軍曹に進級し、卒業後四年間を義務服役年限とし、以後は現制の下士官と同様再役に依り在營し逐次累進し、優秀なる者は、少尉候補生を経、概ね伍長任官後六年目頃少尉に任官し、爾後現制の將校及び下士官の進級要領に依り進級す。

### 七、待遇

(1) 生徒として在校中全部官費



(2) 卒業後兵又は下士官(准士官)としての一般待遇を受くる外、機關生徒出身者は技術加俸を、操縦生徒出身者は航空加俸を給せらる。

八、募集——昭和八年四月

九、試験——昭和八年九月

十、入學——昭和八年十二月

右の第一次試験は九月、各地方で行はれる。

航空兵は全く専門の技術兵である。近代科學の粹を集めて作られた、精巧無比の機械を扱ふ者は、どうしても長い年月、之に關して教育を受けた者でなければ駄目である。然も一度實戦となれば、軍用機を操縦して空中で敵機と戦はねばならない、また地上部隊と協力して地上間近く降下し、機關銃をもつて敵兵の掃蕩もはからねばならぬ。それで當局は成る可く多數の志望者の中から、優秀な心身を持つ者を發見して、空の勇士、眞の一騎當千の勇者にしようといふのである。

陸軍では操縦生の外に機關生を募集してゐる。機關生は機體の取扱に従事する機關

員(或は整備員)になるのである。操縦生徒機關生徒は強健な身體と明晰な頭腦を持ち、更に航空に關する大きな熱意と興味を持つたものでなければならぬ。兩方共に嚴重な體格検査のあることは言ふまでもないが、機關生徒のそれは操縦生徒のそれに比して非常にゆるやかなものである。

嚴肅な使命を帯びて、國防の第一線に活躍する航空兵を志望する人は、最非共志操堅固でなければならぬ。それで、軍部では、次の様な者は應募の資格がないものとしてゐる。

1. 女子
2. 妻の有る者
3. 破産の宣告を受け復権を得ない者
4. 禁錮以上の刑に處せられた者
5. 素行不良の者

勿論少年諸君は、だれでも此の條件は大丈夫だと思ふ。



陸軍少年航空兵は、今年始めての試みで、其の詳細なことは尙不明であるが、大體次に述べる海軍のそれと大同小異であらう。

### 第三章 海軍少年航空兵

我が海軍では、昭和五年度から少年航空兵と云はれる、幼年志願兵の特殊制度を設け、これを豫科練習生と呼んで、横須賀海軍航空隊で養成して居る。その第一回卒業生が昭和八年二月拾四日海軍飛行家の卵として、各艦に配乗され、それ／＼半ヶ年の艦上勤務に付いた。之を終ると、各自の適性に應じて、操縦員、偵察員に分けられ、いよ／＼實地の飛行練習を始めるのである。

著者は未だ外國には例のない海軍航空兵制度が、我が國に於て着々成功しつつあることを喜ぶものである。

#### 第一節 募集規定

##### イ、年齢

採用の年齢は満十五歳以上満十七歳未満である。昭和八年度に志願（昭和八年六月入隊）出来るものは、大正五年十二月三日から、大正七年十二月二日までの間に出生した者である。

##### ロ、志願の期日

採用試験は、一般海軍と同時に進行される。志願の手續も一般の志願兵と同様であつて、毎年十二月頃に府縣知事から募集の告達があるから、市役所や町村役場の兵事係に申出ればよい。

##### ハ、體格及學術

海軍は勤務の性質上、特に體格、學識共に優秀な者を要求するのであるが、航空兵は猶更である。従つて採用規定も他の兵に比して非常に嚴格である。故に航空兵志願者は體格、學識共に普通の者より勝れて居なければならない。尙、如何に身體が丈夫であつても、近眼は飛行に禁物であるから、その人は志願しても駄目である。



學術試験は、大體高等小學卒業程度であるが、尋常小學卒業の者でも、素質のよい人、自信の有る人は、受験しても一向差支へない。現在の練習生の成績について見ても、今まで中等程度の學校に行つて居た者が、必ず成績がよいといふ譯ではなく、誰でも素質のよい者は、教育程度が低くても、立派な成績を収めて居る。

航空兵志願者に對しては、體格検査、學術試験の外に、後に述べる様な規定の下に適性検査が課せられる。これ等の試験に合格したものの内から、さらに家庭の事情、本人の性質その他について検討し、航空兵として差支へないと思はれる者を、採用候補者として毎年六月、横須賀海軍航空隊に召集する。

横須賀海軍航空隊では、さらに一層嚴密な身體検査及び適性検査を施して、眞の適任者を選出し、いよ／＼少年航空兵に採用するのである。次にその適性検査の標準を掲げておく。

少年航空兵身體検査規格

(細字は航空兵を除いた一般志願兵の受ける標準)

|         | 十七年未滿        | 十六年未滿        | 十五年未滿        |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| 身長(糶)   | 一五五、〇(一五四、〇) | 一五一、〇(一五〇、〇) | 一四七、〇(一四六、〇) |
| 體量(庇)   | 四五、〇(四三、〇)   | 四三、〇(四一、〇)   | 四〇、〇(三八、〇)   |
| 胸圍(糶)   | 七八、〇(七七、〇)   | 七五、〇(七四、〇)   | 七二、〇(七一、〇)   |
| 胸廓擴張(糶) | 六、〇(五、五)     | 五、五(五、〇)     | 五、〇(四、五)     |
| 活量(立糶)  | 二、八〇〇(二、七〇〇) | 二、七〇〇(二、六〇〇) | 二、六〇〇(二、五〇〇) |
| 呼吸      | 五〇           | 四五           | 四〇           |
| 耐力      | 九〇           | 八〇           | 七〇           |
| 検査      | 四〇           | 三五           | 三〇           |
| 視力      | 1、1(1、0)     | 1、1(1、0)     | 1、1(1、0)     |

但し呼吸耐力検査中、水銀保留時間は、此の表の規格に達して居ても、脈膊毎秒五十二以上に増加し、或は著しく不整となつたものは、不合格とされる。

第二節 志願者數と採用者數



次に示すのは、第二期海軍少年航空兵に就いての表である。志願者に對する採用者の百分比は、一、八六%といふ嚴選ぶりである。

| 府縣別 | 志願者數 | 第一次検査合格者數 | 採用候補者 | 採用者 |
|-----|------|-----------|-------|-----|
| 樺太  | 二六   | 三         | 一     | 一   |
| 北海道 | 二三二  | 二〇        | 三     | 二   |
| 東京  | 一二二  | 一〇        | 二     | 一   |
| 神奈川 | 九四   | 一二        | 二     | 二   |
| 新潟  | 一五九  | 一六        | 一     | 〇   |
| 埼玉  | 一一一  | 七         | 三     | 三   |
| 群馬  | 一五六  | 三         | 一     | 一   |
| 千葉  | 一七五  | 三三        | 六     | 三   |
| 茨城  | 二六四  | 一一        | 三     | 二   |

| 府縣別 | 志願者數 | 第一次検査合格者數 | 採用候補者 | 採用者 |
|-----|------|-----------|-------|-----|
| 栃木  | 一二四  | 八         | 二     | 二   |
| 静岡  | 二〇二  | 一六        | 七     | 六   |
| 愛知  | 一五九  | 六         | 六     | 三   |
| 滋賀  | 三三   | 一         | 〇     | 〇   |
| 岐阜  | 一三四  | 四         | 四     | 四   |
| 福井  | 四七   | 三         | 二     | 二   |
| 石川  | 九九   | 七         | 三     | 三   |
| 富山  | 五四   | 三         | 二     | 二   |
| 鳥取  | 六一   | 一         | 〇     | 〇   |
| 島根  | 八一   | 三         | 〇     | 〇   |
| 岡山  | 一四一  | 六         | 二     | 二   |
| 広島  | 二三〇  | 一三        | 二     | 一   |
| 山口  | 二一三  | 一七        | 八     | 四   |



|     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |    |       |
|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 和歌山 | 愛媛  | 香川 | 徳島 | 高知  | 長崎  | 福岡  | 佐賀  | 大分  | 熊本  | 宮崎  | 鹿児島 | 沖縄 | 合計    |
| 四九  | 一〇〇 | 九〇 | 八八 | 一一二 | 一六一 | 九一九 | 一八七 | 二一七 | 二八〇 | 二〇一 | 二八一 | 七  | 六、八五八 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 一 | 五 | 九 | 九 | 二 | 七 | 三 | 二 | 四 | 一 | 二 | 一 | 五 |
| 二 | 一 | 五 | 九 | 九 | 二 | 七 | 三 | 二 | 四 | 一 | 二 | 一 | 五 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 〇 | 四 | 一 | 一 | 二 | 一 | 九 | 六 | 八 | 二 | 六 | 〇 | 一 |
| 一 | 〇 | 四 | 一 | 一 | 二 | 一 | 九 | 六 | 八 | 二 | 六 | 〇 | 一 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 〇 | 四 | 一 | 一 | 二 | 一 | 九 | 三 | 七 | 二 | 五 | 〇 | 一 |
| 一 | 〇 | 四 | 一 | 一 | 二 | 一 | 九 | 三 | 七 | 二 | 五 | 〇 | 一 |

|    |     |     |     |     |    |     |    |    |    |     |    |     |
|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----|-----|----|-----|
| 山梨 | 長野  | 宮城  | 福島  | 岩手  | 青森 | 山形  | 秋田 | 京都 | 大阪 | 兵庫  | 奈良 | 三重  |
| 六七 | 一八二 | 一二七 | 三三一 | 一一九 | 八七 | 一三一 | 九〇 | 六八 | 八四 | 一五六 | 三八 | 一四二 |

|   |    |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 四 | 一七 | 八 | 二八 | 二 | 二 | 三 | 四 | 二 | 七 | 六 | 一 | 七 |
| 四 | 一七 | 八 | 二八 | 二 | 二 | 三 | 四 | 二 | 七 | 六 | 一 | 七 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 〇 | 二 | 一 | 二 | 二 | 四 | 二 | 一 | 五 | 三 | 〇 | 五 |
| 二 | 〇 | 二 | 一 | 二 | 二 | 四 | 二 | 一 | 五 | 三 | 〇 | 五 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 八 | 〇 | 二 | 四 | 一 | 二 | 一 | 三 | 三 | 〇 | 五 |
| 一 | 八 | 〇 | 二 | 四 | 一 | 二 | 一 | 三 | 三 | 〇 | 五 |



第三節 合格者の學歷

合格者の學歷を調べて見ることは非常に興味あることである。右の合格者一二八名に就いて調べて見ると次の様である。

|            |    |
|------------|----|
| 高等小學校卒業    | 八三 |
| 中學校四年在學中   | 一〇 |
| 同 三年在學中    | 六  |
| 同 五年在學中    | 五  |
| 同 二年再學中    | 五  |
| 農學校三年在學中   | 三  |
| 高等小學校二年再學中 | 三  |
| 實業學校三年在學中  | 二  |
| 尋常小學校卒業    | 二  |

實業學校卒業

同 四年在學中

補習學校卒業

同 在學中

商業學校四年在學中

商工學校在學中

美術工藝學校在學中

工藝學校在學中

であつてその平均年齢は十五年十ヶ月である。

その志望の動機を見ると、いろいろある。外國の空軍の優勢に發憤したもの、軍人を望むもの、飛行機に乗りたもの、等々であるが、中には苦學して見事合格した者も有つた。



### 第四節 海軍少年航空兵の教育

斯うした嚴選を経て採用されると、その日から四等航空兵となる。そして三度の食事は勿論、服装、教科書、その他一切官費である外、一ヶ月六圓二十錢の小使が支給される。二年生、三年生はそれ〴〵三等航空兵、二等航空兵として、毎月三等航空兵は、拾壹圓六拾錢、二等航空兵は拾參圓拾錢を支給される。

この優遇と共に、その教育に到つては實に親切である。その教育の方針は大體次の通りである。

- イ、立派な軍人を作り上げ飛行將校同様の任務を果し得るに必要な學識素養を與へる。
- ロ、略々中學程度の學力を與へる。
- ハ、兵學校教育に準じ一般軍事の素養を與へる。
- ニ、無線送受信の技倆を熟達させる。

ホ、工作の素養を與へ簡單な修理製作は自らなし得る技倆を與へる。

ヘ、飛行機乗員として充分に鋭敏で落ちつきのある態度を養成する爲に、武道及びスポーツの選擇と指導に留意する。

三ヶ年間少年航空兵には次の教程が課せられる。

| 科目   | 第一學年                  | 第二學年                 | 第三學年                                    | 計   |
|------|-----------------------|----------------------|---|-----|
| 準備教育 | 勅諭、行儀、陸戰各<br>個教練、隊内要務 | 二週                   |   | 50  |
| 運用術  | 艦船種別、船體構造、<br>船具短艇操縱  | 通信操舵裝置、船體<br>保存、短艇操縱 | 載荷、重量物取扱法保<br>安、應急處置、艇操縱<br>法、衝突豫防法、造船學 | 195 |
| 航空術  | 水路計畫、信號器具、<br>信號法     | 航法、海洋學大要             | 天文航法初歩、氣象<br>學、行船法大要、信<br>號法            | 185 |
| 砲術   | 陸戰教練、要務、小<br>銃、拳銃射撃   | 砲偵兵器、探照燈大<br>要       | 電氣兵器、艦砲射撃<br>術                          | 93  |
| 國漢   | 中學二、三年程度              | 中學三、四年程度             | 中學四、五年程度                                | 430 |
| 數學   | 算術、代數、幾何              | 代數、幾何、三角             | 同上                                      | 660 |
| 理化學  | 物理、化學                 | 同上                   | 同上                                      | 420 |
| 計    | 160                   | 130                  | 130                                     | 420 |
| 計    | 275                   | 240                  | 145                                     | 660 |
| 計    | 160                   | 165                  | 105                                     | 430 |
| 計    | 33                    | 30                   | 30                                      | 93  |
| 計    | 40                    | 55                   | 90                                      | 185 |
| 計    | 45                    | 55                   | 95                                      | 195 |
| 計    | 50                    |                      |   | 50  |
| 總計   |                       |                      |   | 420 |



| 生理衛生            | 軍制法規           | 修身      | 機關術                   | 航空術                         | 通信術                | 水雷術                     | 英語       | 歴史              | 地理             |
|-----------------|----------------|---------|-----------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------|----------|-----------------|----------------|
| 一般生理解剖          |                | 個人、國民道德 | 織、主機械、補機關<br>學、木工、金工  |                             | 送受信初歩              |                         | 中學一、二年程度 | 國史、神代より<br>徳川時代 | 日本地理、世界地理      |
| 5               |                | 30      | 77                    |                             | 175                |                         | 120      | 70              | 60             |
| 海軍衛生大要、<br>應急處置 |                | 同上      | 電機大要、内火機關、<br>見取木工、金工 | 航空機の種別、同構<br>造性能大要          | 無線兵器、發受信<br>初歩     | 魚雷大要                    | 中學二、三年程度 | 國史、東洋史          | 世界地理           |
| 5               |                | 30      | 85                    | 35                          | 190                | 25                      | 120      | 75              | 60             |
| 運動生理、航空生理<br>衛生 | 帝國憲法、海軍官制<br>法 | 同上      | 同上                    | 航空機用兵器大要、<br>整備術初歩、飛行要<br>務 | 無線兵器、通信法、<br>發受信初歩 | 發射機、發射法、機<br>雷、掃海、潜水艇大要 | 中學三、四年程度 | 外國史、國史總論        | 世界地理、地文學一<br>般 |
| 5               | 25             | 30      | 155                   | 85                          | 120                | 40                      | 95       | 55              | 45             |
| 15              | 25             | 90      | 317                   | 120                         | 485                | 65                      | 335      | 200             | 165            |

此等の中で、物理、化學、數學や日本歴史等は普通の中學校よりも程度が高い。英

語でも二年の中頃は英語の新聞がスラ／＼と読めるやうになると言ふ。

扱、斯ういふ課程を毎日どの様に勉強するか。次に掲げるのがその日課表である。

|           | 夏                   | 季                   | 冬                    | 季                    |
|-----------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 起 床       | 四月一日<br>七月二十日<br>時分 | 七月廿一日<br>九月十日<br>時分 | 九月十一日<br>十月卅一日<br>時分 | 十一月一日<br>三月卅一日<br>時分 |
| 釣 床 收 め   | 五・〇〇                | 四・四五                | 六・〇〇                 | 六・一五                 |
| 休 憩 洗 面   | 五・〇一                | 四・四六                | 六・〇一                 | 六・一六                 |
| 體 操 (十五分) | 五・二〇                | 五・〇五                | 六・二〇                 | 六・三〇                 |
| 朝 掃 除     | 五・三五                | 五・二〇                | 六・三五                 | 六・四五                 |
| 右 點 檢     | 六・〇五                | 五・五〇                | 七・〇五                 | 七・一五                 |
| 朝 食       | 六・一五                | 六・〇〇                | 七・一五                 | 七・一五                 |
| 溫 習 用 意   | 六・五五                | 六・四〇                | 七・五五                 | 七・五五                 |
| 溫 習 開 始   | 七・〇〇                | 六・四五                | 八・〇〇                 | 八・〇〇                 |



|      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| 温習止め | 七・四五 | 七・四五 | 八・四五 | 八・四五 |
| (診察) | 七・〇〇 | 七・三〇 | 八・〇〇 | 八・〇〇 |
| 授業整列 | 七・五五 | 七・五五 | 八・五五 | 八・五五 |
| 夕食   | 五・〇〇 | 五・〇〇 | 五・〇〇 | 五・〇〇 |
| 軍歌   | 五・四五 | 五・四五 | 五・三五 | 五・三五 |
| 釣床卸し | 六・三〇 | 六・三〇 | 六・三〇 | 六・三〇 |
| 温習用意 | 六・三五 | 六・三五 | 六・三五 | 六・三五 |
| 温習開始 | 六・四〇 | 六・四〇 | 六・四〇 | 六・四〇 |
| 温習中憩 | 七・四〇 | 七・四〇 | 八・〇〇 | 八・〇〇 |
| 温習再興 | 七・五〇 | 七・五〇 | 八・一〇 | 八・一〇 |
| 温習止め | 八・四〇 | 八・四〇 | 九・一〇 | 九・一〇 |
| 夜掃除  | 八・四〇 | 八・四〇 | 九・一〇 | 九・一〇 |
| 巡検用意 | 八・五五 | 八・五五 | 九・二五 | 九・二五 |

巡 検 九・〇〇 九・〇〇 九・三〇 九・三〇

日曜日には外出が許されることはいふまでもない。

此の外に武道、スポーツに就いて各自由に腕を磨き、一同朗らかに遊ぶのである。斯くして三ヶ年で卒業し、それから實地になる。

### 第五節 その進路

入學すると四等航空兵、一年進級すると同時に一階級づゝ昇り、卒業の時は一等航空兵となる。之から六ヶ月の艦隊勤務を終へて、霞ヶ浦(操縦)か横須賀(偵察)の海軍航空隊で一ヶ年の空中教育を終へると三等航空兵曹(判任官)となり、以後實際に飛行勤務に服し乍ら累進し、それから五年位で航空兵曹長(准士官)となり、更に三年位で航空特務少尉(士官、高等官)となる。それからは各人の腕次第で少佐にまでなる。

今假りに満十五才で採用され、入學したとすると、十九才で卒業、二十才で三等航空兵曹、二十五才で航空兵曹長、三十才にならない内に高等官になるのであるから



その昇進の早いことは、他に一寸比を見ない。  
その進級停年は

|      |       |
|------|-------|
| 三等兵曹 | 一年四ヶ月 |
| 二等兵曹 | 一年四ヶ月 |
| 一等兵曹 | 二年四ヶ月 |
| 兵曹長  | 五年    |
| 特務少尉 | 二年    |
| 特務中尉 | 三年    |

となつて居る。然し必ず規則通りには行かぬ。實力に依るだらうし、當局の員数の制限もあり、人に依つて進級に遅速は免れない。

### 第六節 海軍航空兵の給與

海軍の下士官兵の糧食及被服は全部官給であることはいふまでもないことであるが

一等航空兵から下士官、特務士官になると次に示す程度の俸給を貰ふのである。

|        |            |
|--------|------------|
| 一等航空兵  | 一六、〇〇 (月額) |
| 三等航空兵曹 | 二一、六〇 (同)  |
| 三等航空兵曹 | 二三、二〇 (同)  |
| 二等航空兵曹 | 二七、四〇 (同)  |
| 同      | 二八、九〇 (同)  |
| 一等航空兵曹 | 三四、七〇 (同)  |
| 同      | 四一、七〇 (同)  |
| 同      | 四九、〇〇 (同)  |
| 同      | 五五、四〇 (同)  |

次に、航空兵曹長以上は年俸になつて居る。

|       |              |
|-------|--------------|
| 航空兵曹長 | 九三〇、〇〇 (年俸)  |
| 同     | 一、〇四三、〇〇 (同) |



|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| 同      | 二級俸 | 一、一五〇、〇〇(同) |
| 同      | 一級俸 | 一、二二〇、〇〇(同) |
| 航空特務少尉 | 二級俸 | 一、三六八、〇〇(同) |
| 同      | 一級俸 | 一、四七〇、〇〇(同) |
| 航空特務中尉 | 二級俸 | 一、六三〇、〇〇(同) |
| 同      | 一級俸 | 一、七四〇、〇〇(同) |
| 航空特務大尉 | 二級俸 | 一、九一〇、〇〇(同) |
| 同      | 一級俸 | 二、〇七〇、〇〇(同) |

右の外に海軍々人は俸給以外に勤務場所に依つて特別加俸がある。即ち航空加俸、航海加俸がそれである。此の外、善行章加俸、特技章加俸、優等章加俸がある。次にそれについて簡単に表解してみやう。

(一) 航空加俸——は航空勤務又は航空練習に従事する者に支給されることになつて居り、之には第一搭乗配置、第二搭乗配置の二つが有る。

第一搭乗配置(月額)

|      |       |
|------|-------|
| 特務士官 | 六〇、〇〇 |
| 准士官  | 四〇、〇〇 |
| 下士官  | 三〇、〇〇 |
| 兵    | 二〇、〇〇 |

第二搭乗配置(月額)

|      |       |
|------|-------|
| 特務士官 | 三〇、〇〇 |
| 准士官  | 二〇、〇〇 |
| 下士官  | 一五、〇〇 |
| 兵    | 一〇、〇〇 |

右の外、新飛行機の試験、或はその他の特に危険なりと認められた試験等に従事する者、試験、検査、研究、講習などの爲に搭乗を命せられるものには月額左の如く支給される。



|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 特務士官 | 六、〇〇 | 又は | 三、〇〇 |
| 准士官  | 四、〇〇 |    | 二、〇〇 |
| 下士官  | 三、〇〇 |    | 一、五〇 |
| 兵    | 二、〇〇 |    | 一、〇〇 |

(二) 航海加俸——艦船に乗組となつてゐるものに給される。その日額は次の如くである。

|         | 日本沿岸 | 定繋港内 |
|---------|------|------|
| 特務大尉    | 〇、八〇 | 〇、五五 |
| 同 中、少尉  | 〇、六〇 | 〇、四〇 |
| 准士官     | 〇、四五 | 〇、三〇 |
| 一等下士官   | 〇、二二 | 〇、一五 |
| 二、三等下士官 | 〇、一六 | 〇、一〇 |
| 一等兵     | 〇、一二 | 〇、〇八 |

二、三等兵

〇、〇七

〇、〇六

此の航空加俸は航海する海面に依つてその額は異なるのである。又、航空兵が艦船に乗組となり搭乗配置にあるときは、航海加俸、航空加俸を併せて支給されるのである。

(三) 善行章加俸——は品行方正、勤務に精勵な者は三年目毎に一線づゝの善行章(制服の袖にへ型をつけて現す)を最高五線まで與へられる。その所有者に對し一線につき日額一錢五厘を給されるのである。

此の外、特別善行章といふのが有る。へ型の上部に櫻花のついたのがそれであつて、これは日額三錢を給される。

(四) 特技章、優等章の加俸——は日額七錢五厘である。

x

以上で諸君は大體航空兵がどの位の収入があるかを知ることが出来るであらう。即ち、海軍三等航空兵曹が約六〇圓、一等航空兵曹で一〇〇圓位の月収が有る。順調に進んだ人は二十四五才で一等航空兵曹となるが、民間で言ふと大學卒業の年齢で、萬



金を費し、運うん好く就職しても月給五拾圓まんそこゝの頃である。  
以上述いじやうべた外、戦時給與、恩給、現役を離れる時の手當等に就いても述のべたいので  
あるが、紙數しすうの都合上残念乍ら省略しょうりやくした。

第七節 海軍少年航空兵採用試験問題

○海軍少年航空兵採用試験問題

昭和五年度

讀 書 全點百點(時限二十分)

(一) 次ノ漢字ニ讀假名(振假名)ヲツケヨ。

(1) 密接 (2) 透明 (3) 到底 (4) 捏造 (5) 經濟

(6) 喜捨 (7) 感佩 (8) 獨創 (9) 棄權 (10) 猶豫

(二) 次ノ文章中——ヲツケテアル言葉ヲ漢字ニ書直セ。

(1) 是まで人力又はジヨウキ( )力に頼つた諸キカイ( )のゲンドウ( )

力も追々電氣に變つてコウゲフ( )界の一大カクシン( )を促して居る。

(2) 社會のチツジヨ( )を維持するには、國家のハフリツ( )を重んじ、公

共のキヤク( )を守り、善良なるシフクワン( )に従ふ等、吾人の爲すべ

き所多しと雖も、其の第一歩は互に他人にメイワク( )をかけざるにあり。

(三) 「上」ト云フ言葉ノ反對ハ「下」で「強い」ト云フ言葉ノ反對ハ「弱い」デア

ル。次ノ言葉ノ反對ハ何カ、ソノ下ニ書キ入レヨ。

(1) 遠い( ) (2) 遅い( ) (3) 賢い( ) (4) 優る( )

(5) 上昇( ) (6) 輕蔑( ) (7) 長所( ) (8) 困難( )

(9) 裏面( ) (10) 建設( )

(四) 次ノ□ノ中ニ適當ナ漢字一字ヲ入レテ文章ノ意味ガヨクワカルヤウニセヨ。

(1) 太陽の□と熱とがなくては、我々□間は勿論あらゆる生□は一つとして□存  
することは出□ない。

(2) 新聞は大は世□の大勢より小は一町一□の細□まで、自然人事あらゆる方□



にわたつて事件を□道するものである。

(五) 次ノ句ヲドソナ順序ニ讀ンダラヨクワカル文章トナルカ。

例ニ示シタヤウニ讀ム順序ヲツケヨ。

(例) 東<sup>1</sup>から 太陽<sup>2</sup>は 出<sup>3</sup>ます

(1) 返事は 手紙の 認めるがよい 速に

(2) 乏し 西海岸は 良港湾に 出入少く

(3) 我を稱揚する 耳を傾けるな 我が前に 言には

(4) 文武 心がけた 眞の武士は 二道に 古の

算 術 全點百點 時限三十分

次ノ式ヲ計算セヨ

$$(1) (1) \frac{3}{8} - \frac{2}{9} = \quad (ロ) 6\frac{5}{12} \div 1\frac{7}{15} =$$

$$(2) (1) 5.64 \div 0.6 = \quad (ロ) 2 - \left(1.7 + \frac{1}{5}\right) =$$

(3) 大麥5俵ノ價ガ21圓デアルト2俵ノ價ハ幾ラカ。

(4) 31日ノ中晴天ノ日ガ雨天ノ日ヨリ7日少カツタ。晴天ノ日ハ幾日デアツタカ。

(5)  $(□-5) \times 4 = 1$ ナル式ニ於テ□ノトコロハ如何ナル數カ。

(6) 一商人鉛筆20ダースヲ9圓20銭ニ賣ツテ3ダースノ原價ニ等シク儲ヲ得タ。利益金ハ何程カ。

(7) 甲ト乙トガ同額ノ金ヲ出シテ土地ヲ買ツタ。分ケルトキ甲ハ乙ヨリモ300坪多ク取ツタカラ、甲ハ乙ニ300圓拂ツタ。此土地一坪ノ價ハ幾ラカ。

(8) 太郎ノ所持金ハ次郎ノ所持金ノ1.5倍デ、兩人ノ所持金ハ合セラ100圓デアルト。太郎ノ所持金ハ幾ラカ。

(9) 或人ガ所持金ノ $\frac{2}{3}$ ヨリモ10圓多ク使ツタガ、殘金ハ初ノ所持金ノ $\frac{1}{6}$ ヨリモ10圓多カツタ、初ノ所持金ハ幾ラデアツタカ。

○海軍少年航空兵採用試験問題

昭和六年度



讀書 (時限二十分)

(一) 次ノ漢字ニ(振假名)ヲツケヨ。

- 1 淡泊
- 2 契約
- 3 壓搾
- 4 廉潔
- 5 謙遜
- 6 辛酸
- 7 委囑
- 8 饒舌
- 9 氣象
- 10 秩序

(二) 次ノ文章中——ヲツケテアル言葉ヲ漢字ニ直セ。

1 密な を する時には長きを厭はず 曲を して書くべし。

2 其の と と 己とは 上官の歎 せる所にして、實に 日赫々たる功 を成すの たり。

3 今は國民一 が讀書によつて 自の智徳を くべき時代である。

(三) 次ノ振假名ノ言葉ニ對シ、漢字ノ正シイモノニハソノ下ニ〇、誤レルモノニハ

- ソノ下ニ×ヲツケヨ。
- 1 微細
- 2 暴發
- 3 掃除
- 4 營華
- 5 錠泊
- 6 組織

- 7 不穩
- 8 退屈
- 9 憶病
- 10 覺悟

(四) 「上」ト云フ言葉ノ反對ハ「下」デ「強い」ト云フ言葉ノ反對ハ「弱い」デア

- ル。次ノ言葉ノ反對ハ何カ、ソノ下ニ書キ入レヨ。
- 1 南極 ( ) 2 落選 ( ) 3 禍 ( ) 4 樂觀 ( )
- 5 濁流 ( ) 6 抽象的 ( ) 7 年始 ( ) 8 俯 ( )
- 9 優勝 ( ) 10 訥辯 ( )

(五) 次ノ文ノ ( ) 中ニ左ノ言葉カラ適當ナモノヲ選ンデ書キ入レヨ。

「基、上る、責任、居り、涙、交情、窮り、碎ける、音樂、經營、月光、畢生、智勇」

- 1 怨恨は ( ) の離反する ( ) なり。
- 2 ( ) を落す。
- 3 ( ) の ( ) を振るふ。
- 4 帝位に ( ) 。
- 5 變化 ( ) なし。



9 時終る( )なる。

7 ( )なる。

8 ( )なる。

算術 (時限三十分)

次ノ式ヲ計算セヨ。

(1)  $(1) \frac{3}{7} + \frac{2}{5} =$

(2)  $(1) 1 \frac{3}{8} - 0.6 =$

(2)  $(1) 0.561 \div 0.3 =$

(2)  $(1) \frac{2}{7} \times 1 \frac{1}{13} =$

(3) 或仕事ヲ甲ガ六時間三十分働キ次ニ乙ガ三時間四十分働キ次ニ乙ガ三時間四十五分働キ次ニ丙ガ四時間十五分働イテ仕上ゲタ。合計幾時間ヲ要シタカ。

(4) 長さ8「メートル」ノ竿ヲ水中ニ真直ニ立テタラ  $\frac{2}{5}$  ダケ水中ニ入ツタ。水上ニアル部分ノ長さハ幾「メートル」カ。

(5) 甲ノ速サハ毎分400「メートル」デ乙ノ速サハ毎分280「メートル」デアル。

今乙ガ出發シテカラ3分後ニ甲ガ乙ヲ追フト何分後ニ追ヒ付クカ。

(6) 定價ノ一割引デアツテモ尙原價ノ二割ノ利益アル様ニスルニハ原價6圓ノ品物ノ定價ハ幾ラニスレバヨイカ。

(7) 或ル金高デ鉛筆ナラバ21本筆ナラバ9本買ヘル。鉛筆1筆ト1本宛ノ價ハ合セラ10錢デアル。鉛筆1本ノ價ハ幾ラカ。

(8) 甲ノ藏ニハ445俵、乙ノ藏ニハ115俵入ツテ居ル。甲ノ藏カラ乙ノ藏ニ幾俵運ベバ甲ノ藏ノ俵數ガ乙ノ藏ノ俵數ノ3倍ニ等シクナルカ「代數デア解イテモ宜シイ」

(9) 或ル仕事ヲ甲乙二人デスルト12日カ、ル。此ノ仕事ヲ甲ガ15日シタ。残りヲ乙ガシタラ8日デア出来上ツタ。甲乙各一人デスルト幾日カ、ルカ。「代數デア解イテモ宜シイ」

○海軍少年航空兵採用試験問題



讀書(時限二十分)

(1) 次ノ漢字ニ讀假名ヲツケヨ。

- 1 爭亂
- 2 懺悔
- 3 反感
- 4 師事
- 5 容貌
- 6 無頼
- 7 拜眉
- 8 蝙蝠
- 9 須臾
- 10 素人

(2) 次ノ振假名ノ言葉ニ對シ其ノ漢字ニ誤アラバ正シキ字ヲ( )ニ書キ入レヨ

- 1 腐敗(フバイ) ( ) 2 栽培(サイバイ) ( ) 3 沮止(ソレ) ( )
- 4 疲弊(ヒヘイ) ( ) 5 兇暴(キョウバウ) ( ) 6 多辯(タベン) ( )
- 7 感慨(カンガイ) ( ) 8 抗義(カウギ) ( ) 9 溶岩(ヨウガン) ( )
- 10 悲惨(ヒサン) ( )

(3) 次ノ□ノ中ニ適當ナ漢字ヲ入レテ文章ノ意味ガワカルヤウニセヨ。

イ、印度□那の文明を□れ、更に□洋の文明を入れて□足の□歩を成し遂げた。  
ロ、其の時、□まで雲の中に居た太□が顔を□したので、□が一ばいさし□んで

來た。

(4) 「上」トイフ言葉ノ反對ハ「下」デ「強い」トイフ言葉ノ反對ハ「弱い」デア

アル。次ノ言葉ノ反對ハ何カ。ソノ下ニ漢字デ書キ入レヨ。

- 1 好き( ) 2 尊い( ) 3 浮( )
- 4 干潮( ) 5 任官( ) 6 得( )
- 7 未成品( ) 8 年少者( ) 9 乗船( )
- 10 古刀( )

(5) 次ノ文ノ( )ノ中ニ左ノ言葉ノ中カラ適當ナモノヲ選ンデ入レヨ。

「發達、躍り、比類、解決、航路、現す、壯快、凶事、表す、練習、協賛、委任、判定」

- 1 世界に( )なし。
- 2 ( )の無かれかし。
- 3 圓滿な( )を計つた。



- 4 全權を( )する。
- 5 法律の( )を経る。
- 6 議会の( )を経る。
- 7 ( )の極みであつた。
- 8 敬意を( )。
- 9 肉( )血瀉へ。
- 10 姿を( )。

算 術 (三十分)

次の式ヲ計算セヨ。

(1)  $1, \frac{1}{6} + \frac{3}{8}$

ロ、 $0.18 - \frac{3}{20} =$

(2)  $1, 1\frac{1}{4} \div \frac{5}{16}$

ロ、 $0.483 \div \frac{7}{10} =$

(3) 甲ハ2圓15錢乙ハ1圓45錢持ツテ居ル。今コノ二人ガ同ジ金高ヲモツヤウ

ニスルニハ甲ハ乙ニイクラヤラネバナラヌカ。

(4) 傭人ノ賃錢ガ、男4人、女7人分ト等シキ時、女一人分ガ76錢デアルト、男一人分ハイクラカ。

(5) 一箱1圓26錢ノ卵3箱ト24個買ツテ4圓62錢ヲ支拂ツタ。コノ卵ハ一箱幾個入りカ。

(6) 或ル町ノ徴兵検査ニ於テ合格者ハ、受験者ノ1割2分ヨリモ24人多ク、不合格者ハ受験者ノ7割6分ヨリモ36人多シト云フ。受験者ノ總數ハ幾人デアルカ。

(7) 甲國ノ潜水艦ノ隻數ハ乙國ノ潜水艦ノ $\frac{2}{3}$ デアツタガ、甲ハ三隻、乙ハ若干隻新造シタガソノ總數ハ矢張り甲ハ乙ノ $\frac{2}{3}$ デアルト云フ。乙國ノ新造シタル隻數ヲ求ム。

(8) 大小二數ガ有ル。大ナル方ハ45デ、二數ノ差ハ和ノ $\frac{5}{11}$ ニ等シイトイフ。小サイ數ヲ求メヨ。



(9) 甲が15日間ニ或ル仕事ノ $\frac{5}{8}$ ヲナシタ後、乙モ之ヲ助ケテ5日間ニ殘ル仕事ヲ成就シタ。乙一人デハ此ノ仕事ヲ幾日デ成就シ得ルカ。

(8) (9) ハ代数デ解イラモ宜シイ。

## 第三編 航空局の民間依託操縦生及び機關生

### 第一章 航空局民間依託航空機操縦生になるには

遞信省航空局の航空機操縦生になることも、飛行家になるにはよい方法である。それについて述べて行かう。

一、志願者の資格——は出願の年の十二月一日をもつて計算し、満十七歳以上満二十歳未満のもの（水上機の方は之より一年若くなつて居る）で、志願に對して、必ず親権者又は後見人の同意を得たもので、次の各項に該當しないことを要する。

イ、女子

ロ、妻子ある者

ハ、禁治産者又は準禁治産者

ニ、禁錮以上の刑に處せられた者



二、試験——は體格検査及び學科試験の二つである。

體格検査は、志願者が提出した醫師の體格検査證に依り、體格検査受験資格者を決定し、陸上航空機操縦生は、願書提出の翌年一月二十日から約四日間に涉つて、所澤陸軍飛行學校で、水上航空機操縦生は、願書受付締切りの翌月、即ち二月二十二日から、約四日間霞ヶ浦海軍航空隊で試験が行はれる。

學科試験は、前記體格検査終了後、その合格者に對し、引續き約四日間に涉つて行はれる。その科目は左の通りである。

- イ、邦語 作文、講讀、筆蹟
- ロ、外國語 歐文和譯、和文歐譯
- ハ、數學 算術、代數、幾何、三角
- ニ、物理
- ホ、化學

外國語に就いては受験者が、英語、獨語、佛語に就いて一つを選ぶことになつて居る。

三、採用人員——八名(内、陸上機四名、水上機四名)

四、出願手續——願書は、期日までに逓信省航空局に到着する様に提出せねばならぬ。

イ。期限は

陸上機は 毎年十一月三十日迄

水上機は 毎年一月一日から一月三十一日迄

となつて居る。

提出書類は、願書(第一號書式)市町村長又はその職務を行ふ者より交附を受けた戸籍謄本、履歴書(第二號書式)半身脱帽手札形表面の餘白に、姓名を記し明瞭に振假名を附けた寫眞、體格検査證、中等學校又は之と同等以上の學校を卒業した者は、當該學校の卒業證明書である。

願書提出以後、志願者、又はその親權者、後見人の本籍、現住所、身上に關する變更があつた場合には、直ちに逓信省航空局に届出でなければならぬ。

體格検査證の用紙は、當局に印刷したものが有るから、郵券二錢を添へ、自己の住



所氏名を明記して、逓信省航空局宛に請求すると送つて呉れる。此の用紙でないとならば無効である。

五。發表——は官報を以て公示すると共に、本人に通知が有る。

採用の通知を受けた者は、期日内に遅滞なく身元保證人を定め、第三號書式に依る誓約書を逓信大臣に提出しなければならない。

猶身元保證人は二名で、内一名は本人の父母、その他の尊屬又は、之に代つて監督の責に任ずる者。他の一名は東京市内に居住し、一戸を構へて居るものが必要とされて居る。

六。教育——採用者の教育は

陸上機操縦生は約八ヶ月、所澤陸軍飛行學校に於て

水上機操縦生は約十ヶ月、霞ヶ浦海軍航空隊に於て

行はれる。修業中は、その修業に關し當該學校長、又は航空隊司令の監督を受け、その懲戒に服するものとされて居る。

入校、入隊の期日は、陸上航空機操縦生は三月一日、水上航空機操縦生は五月二十

日の豫定であるが、各々陸海軍當局の都合に依り、多少の相違は免れない。

修業中次の各項の一に該當するときは、航空機操縦生を免せられる。

イ、品行方正ならざるとき

ロ、修業を怠れるとき

ハ、疾病又はその他の事情に依り航空機操縦生たるに適しなくなれるとき

ニ、學術の進歩不良成業の見込なきとき

ホ、逓信大臣に於てその必要ありと認めたるとき

七、學資——修業中。授業料、實習費はすべて官費。猶、制服、制帽、靴、修業用の器材、書籍を貸與され、此の外に月額三拾圓を給與される。

八、特典——修業後何等の義務年限等なく、二等飛行機操縦士の技倆證明書及び同免狀、二等航空士の技倆證明書及び同免狀を下附される。又同時に、陸上航空機操縦生は陸軍航空兵科の豫備下士を、水上航空機操縦生は、海軍航空科の豫備下士を志願



することが出来る。

## 第二章 航空局民間依託航空機操縦生試験問題集

邦語

一、左の文を解釋せよ。

- イ、人は信仰に依りて動作す。限定せられたる人智は、宇宙の現象を總合して、これをその根柢の眞理に歸し、絶對の理法を自覺して行動すること能はざればなり。
- ロ、人格全體の萎縮と否定とを豫想し、若しくは結果とするとき、あらゆる種類の享樂と満足とは惡であることを意味する。或種の衝動の満足は、高級なる衝動が萎縮してゐることの徴候として惡である。或種の享樂は自他の人格内にある高級なるものを損傷するが故に惡である。
- ハ、その死に就くや、晏然としてなほ歸するが如し。
- ニ、智に動けば角が立つ、情に棹させば流される。

ホ、御姿を見れば餘りに御痛はしく候ほどに、衣を返し申さうするにて候。

ヘ、よどみにうかぶうたかたはかつ消えかつむすびて、久しく止ることなし。

ト、洵に忠孝兩全し難くして、骨肉の私情さすがに絶ち易からざれど、事體の大小云爲の前後必ずしも辨じ難からず、何ぞ妄りに、一身の安慰を冥々の後にのみ求めむべしとせん。

二、左の語に振假名フリガナを附け解釋せよ。

月旦、水莖の跡、耆宿、操觚者、玉の緒、鳥瞰圖、這般の消息、敵本主義、漁夫の利、共存共榮

外國語

英文和譯

- (1) However, we do not feel that the use of helium is the entire solution of the problem of safe travel by airship. The complete solution will be found in continued development.



- (2) So Long as the work is honorable and necessary, the man who does it well is entitled to the respect of other men.
- (3) No considerable advances were made in the construction of purely commercial aircraft during the years 1921, 1922, and 1923, either in Europe or in America, but the racing machines were developed in America, and the remarkable speed of 266 miles an hour was attained during 1923.
- (4) We do not read history simply for pleasure, but in order that we may discover the laws of political growth and change.

佛文和譯

- (1) Ce que je vois alors dans ce ridu, c'est un petit bonhomme qui les mains dans ses poches et sa gibecière au dos, s'en va au collège en sautillant comme un moineau. Ma pusee seule le voit, car ce petit bonhomme est une ombre, c'est l'ombre du moi que jetaisily a vingt-cinq ans.

- (2) Fort heureusement, une vaste plaine découverte, une herbe duse affrait a lui.  
Il'arreta son mouleur et descendit en vol plane.

和文英譯

- 一、昨夜の地震は十二時少し過ぎでした
- 二、入學試験は何時に始りますか
- 三、彼は三ヶ年来國に滞在することになつて居る
- 四、東京で一番大きな公園はどこですか
- 五、汽車は二時間毎に出ます
- 六、僕は英語の外は何も外國語を知らない
- 七、停車場へはどれが一番近道ですか
- 八、大きな軍艦を作るには少くとも二年を要します
- 九、此の本は大概の學校で用いて居る
- 一〇、此の手紙が着次第御返事願ひます

(及右和文佛譯)



物理

- 一、比重と密度を説明せよ
- 一、空気一立方の重さは、壓力七六〇耗、溫度零度の時、〇、〇〇一二九三瓦なり、壓力七五〇耗溫度八度の時の重さを問ふ。
- 一、「イオン」とは如何。
- 一、左の單語を問ふ。
  - イ、電位差
  - ロ、電流
  - ハ、電氣抵抗
- 一、質量及び重量ゼウリヤウを説明せよ。
- 一、過飽和状態とは如何。
- 一、クロロンの法則はふそくを説明せよ。
- 一、m瓦の物體をrはんけい厘の半徑にてVまんどう厘秒の速度にて、圓運動まんどうをなさしむる時、その

化學

支點に作用する遠心力を問ふ。

- 一、例を擧げて融解熱及蒸發熱を説明せよ。
- 一、酸素の製法及性質を問ふ。
- 一、「ラヂウム」に就て記せ。
- 一、「アセトン」「アルコール」の差異を記せ。
- 一、鐵の製法及性質を問ふ。
- 一、水一立を電氣分解し發生する酸素及水素の量を算出せよ。
- 一、左のものにつき説明せよ。

エチルエーテル

ネオン

ヘリウム

週期律

第三編 航空局の民間依託操縦生



## 算 術

(算術)

- 1 或ル飛行艇ノ自重ハ、2300kgデ有償搭載量ハ、7360kg デアル。有償搭載量ハ自重ノ幾パーセントデアルカ。
- 2 或ル仕事ヲ甲乙二人デシタラ5日間デソノ $\frac{2}{3}$ 出来タ、其ノ後ヲ甲ダケデ4日間デ仕上げタ、甲ダケデ、此ノ仕事ヲスルトキハ幾日カカルカ、又乙ダケデハ幾日カカルカ。
- 3 甲ガ50時間デ行ク所ヲ乙ハ80時間カカル、甲ノ速サハ乙ノ速サノ何倍カ、又乙ガ出發シテカラ2時間経ツテ甲ガ乙ヲ追ヘバ何時間デ追附クカ。

(三角)

- 1 次ノ恒等式ヲ證明セヨ  
 $(\sin A + \cos A)^2 + (\sin A - \cos A)^2 = 2$   
 $(1 + \sin A + \cos A)^2 = 2(1 + \sin A)(1 + \cos A)$

## 代 數

次ノ方程式ヲ解ケ

- a.  $6x^2 - 11x + 5 = 0$
- b.  $22 - 3\sqrt{2x^2 - 7x + 7} = 7x - 3$
- c.  $\frac{x}{x+1} + \frac{x+1}{x} = 2\frac{1}{2}$
- 2 次式ヲ簡單ニセヨ  
 $3a - \left\{ 2c + 4b - \sqrt{5a - b - c} \right\}$
- 3 次ノ諸式ノ最小公倍数ヲ求ム  
 $x^2 - 6x - 8, x^2 - 7x + 12, x^2 - 5x + 6$
- 4  $(a+b)x - (a+b)y$  ヲ因数分解セヨ

## 幾 何

- 1 同一底邊上ニ立ツ二等邊三角形ノ頂點ノ軌跡ヲ求ム
- 2 直角三角形 ABC ノ内接圓が斜邊 BC ニ接スル點ヲ D トスレバ BC CD ノ含



△矩形、△三角形 ABC = 等シキコトヲ證明セヨ。

以上

### 第三章 航空局民間依託航空機機關生になるには

航空機機關生に就いて大約を述べる。

一、出願資格——は大正十年一月、文部省令第二號の工業學校規定に依る工業學校機械科又は之に準すべき科の本科卒業生(募集年度の三月に於ける卒業見込者を含む)年齢は滿十八歳未滿、又は滿二十歳以上滿二十五歳以下で、航空機機關生教育期間内に於て兵役に徵集せられない者(但し、三週間以内の勤務演習に召集されるのは差支へない)

右の資格を有する外、左の各項に該當しないことを必要とする。

- イ、女子
- ロ、禁治産者又は準禁治産者

ハ、禁錮以上の刑に處せられたる者

二、採用人員——拾名

三、試験——は體格検査。學科試験、實地試験に分れて居て、體格検査に合格した者でなければ學科試験、實地試験を受ける資格がない。

體格検査は三月三十日から、東京市牛込區戸山町の東京第一衛戍病院で行はれるが大體二日間を以て完了する。

學科試験は四月二日から三日間、東京市本郷區元町東京府立工藝學校に於て行はれる學科目は左の通りで、程度は工業學校卒業程度である。

- イ、邦語 作文、講讀、筆讀
- ロ、英語 英文和譯、和文英譯
- ハ、數學 算術、代數、幾何、三角
- ニ、物理
- ホ、化學



へ、製圖

實地試験は四月六日に行はれる。程度、場所に就いては學科試験と同様である。

四、手續——出願期限は三月二十五日限り

提出書類は、願書(第一號書式) 戸籍謄本、履歴書(第二號書) 半身脱帽手札形寫真に表面の左餘白に姓名を記し、明瞭に振假名を附せるもので、之を纏めて、書留郵便其他の確實な方法を以て、逓信省航空局へ期日までに提出しなければならぬ。

五、發表——採用者は官報を以て公告すると共に本人に通知される。採用の通知を受けた者は直ちに身元保證人を定めて誓約書(第三號書式)を逓信大臣に提出しなければならぬ。

六、教育——は航空局が、東京府立工藝學校に依託して約二ヶ年實施する。その科目は次の通りである。

學科目  
修身 工業 數學 外國語 電氣工學

内燃機工學 材料及弱學 材料及工作法 應用力學  
機構學 應用化學 航空機學 發動機學  
航空法規 航空機操縱法 飛行機修理法 發動機修理法  
航空機取扱法 計器類取扱法 自動車運轉法

實習科目

仕上術 鍛工術 木工術 金及銅工術  
機工術

自動車用發動機分解手入及運轉法

航空機分解組立手入點檢及修理法

航空機發動機分解組立手入點檢及修理法

七、學資——採用された日から、之を免除される日まで、月額四拾圓を支給し、授業料を徴收せず、制服、制帽、靴、修業用の器具及び書籍等を貸與されるのである。猶、校外から通學することになつて居る。



## 第四章 航空局民間依託航空機機關生試験問題

### 國語

- 一、左ノ文ヲ解釋スベシ  
學究ノ徒、ヤヤモスレバ驕慢ニ陥リ、英雄崇拜ヲ以テ兒戲トナシ、唯、人ハ自ラ恃ムベキヲ謂フ。理ハ即チ理ナリ。然レドモ、生命ノ裏ニハ感情アリ。春花ヲ看レバ則チ悦ビ、秋月ニ對スレバ則チ傷ムモノ、コレ人生ノ自然ニアラズヤ。然ラバ則チ、人中ノ人ヲ崇ビ、士中ノ士ヲ拜スルモノ、亦人生ノ自然ノミ。
- 二、(イ)左ノ語句ニ振假名ヲ附シ解釋スベシ。  
圖南鵬翼、文獻、惻隱之情、巨擘、利用厚生、願使。  
(ロ)左ノ片假名ヲ漢字ニ直セ。  
命令ヲジユンボウす、ウン奥ヲ極む、一家ダンラン。
- 三、作文 左ノ二題ノ内一ヲ撰擇シ片假名交リ口語體ニテ記述セヨ。

### 運動 櫻花

### 英文和譯

1. It is its production of iron which more than all else has placed England at the head of industrial Europe.
2. He thought it was of no use to work on his farm, for everything about it went wrong in spite of him.
3. What we learn in youth grows up with us, and in time becomes a part of the mind itself.
4. It is of historical interest that Prof. Junkers already at that time conceived practicable airplanes of far greater dimensions than were then known or generally thought possible.

### 和文和譯

- 一、昨日ハ風ガ強イノデ公園ノ櫻ハ雪ノ様ニ散ツテ居マシタ。



二、近頃ハ汽車ノ脱線衝突ガ頻々アル。飛行機ノ方ガツツト安全ダ。  
。脱線スル to de derailed

物理

- 一、「ベクトル」量トハ如何。
- 二、例ヲ舉ゲテ熱電流ヲ説明セヨ。
- 三、照度及光度ヲ説明シ簡單ナル光度ノ測定法ヲ記セ。
- 四、「バスカル」ノ原理ヲ問フ。

化學問題

- 一、硫酸「ナトリウム」ノ水溶液ヲ電解セバ如何ナル變化ヲ生ズルヤ。
- 一、例ヲ舉ゲテ「ゾル」ト「ゲル」ヲ説明セヨ。
- 一、左ノ化學式ノ名稱ヲ記セ。  
Sbcl<sub>3</sub>, Sncl<sub>2</sub>, SiO<sub>2</sub>, Pd, Pt, Pd, C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>NO<sub>2</sub>, C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>NH<sub>2</sub>,

算術

1. 次ノ式ヲ簡單ニセヨ

$$6 - \frac{3}{2 + \frac{5}{8 + \frac{4}{7 - \frac{10 - \frac{2}{7}}{2}}}}$$

$$8 - \frac{3}{2 - \frac{3}{4}}$$

- 2. 一飛行機アリ、毎秒47メートルノ速サニテ2時35分間飛行セリ、其ノ飛行セシ距離ハ何程カ、燃料消費量ヲ毎時間96「リットル」トスレバ、コノ飛行ニ要セシ燃料ハ何「リットル」カ。

三角法

- 1. 次ノ等式ヲ證明セヨ  
Sin (60° + A) - Sin (60° - A) = Sin A
- 2. 三角式ニ於テ其ノ三ツノ角ヲ A, B, C, ニテ表セバ次ノ關係アルコトヲ證明セヨ。



飛行家になるには

七〇

$\text{Cos}A\text{Cos}B + \text{Cos}C = \text{Sin}A \cdot \text{Sin}B$

(以上)

### 第五章 航空局民間依託航空機縦操生及機關生 各種願書々式

#### 一、航空機操縦生の志願(キヤン)に必要な願書の書式

##### 第一號書式 (用紙半紙)

###### 航空機操縦生採用願

私儀陸上(希望ニヨリ一方)水上(ヲ記入ノコト)航空機操縦生志願ニ付御採用相成度親權者(又ハ後見人)何某ノ同

意ヲ得

戸籍謄本及履歷書相添へ此段願上候

選擇外國語 英(佛、獨)語

年 月 日

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地何某方

族稱

氏

名印

年 月 日生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

右觀權者(又ハ後見人)

氏

名印

年 月 日生

遞信大臣

殿

右志願者何某ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキコトヲ證明ス

年 月 日

道廳(府、縣)郡(市)町(村)長

氏

名印

##### 第二號書式 (用紙半紙)

第三編 航空局の民間依託操縦生



飛行家になるには

七二

履 歴 書

本 籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地何某方

族 稱

氏 名

年 月 日生

學 歴

一、 年 月 日 何學校ニ入學 年 月 日 卒業

職 業

一、 年 月 日 何ニ從事ス

賞 罰

一、 年 月 日 何ニヨリ賞(罰)

右之通相違無之候也

年 月 日

志 願 者 氏

名 印

第三號書式 (用紙半紙)

誓 約 書

私儀今般航空機操縦生ニ採用相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ若シ御規則ニ依リ修業費ノ償還ヲ命セラレタル節ハ私儀又ハ保證人ニ於テ償還可致ハ勿論萬一修業ニ關シ不慮ノ災禍ヲ蒙リ候共私儀ハ固ヨリ他人ヲシテ何等異議ヲ爲申立間敷候仍テ身元保證人連署ノ上誓約書提出候也

年 月 日

本 籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地何某方

族 稱

氏

名 印



飛行家になるには

七四

年 月 日生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

族稱

本人トノ續柄

第一身元保證人

氏 名 印

年 月 日生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地何某方

族稱

第二身元保證人

氏 名 印

年 月 日生

遞信大臣 殿

第二身元保證人に就ては、東京市とうきょうし内又は其の隣接市町村内きよせうに居住し、一戸を構ふる者なることを證する當該市區町村長の證明書を、誓約書せいやくしょに添付することを忘れてはならない。

二、航空局航空機關生志願書類及び誓約書類

第一號書式 (用紙半紙)

航空機關生採用願

私儀航空機關生志願ニ付採用相成度戸籍謄本及履歷書相添此段願上候也

年 月 日

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地何某方

族稱

氏 名 印

年 月 日生

第三編 航空局の民間依託操縦生

七五



飛行家になるには

七六

遞信大臣

殿

志願者何某ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキコトヲ證明ス

年 月 日

道廳(府、縣)郡(市)町(村)長

氏

名 印

第二號書式 (用紙半紙)

履 歷 書

本 籍

道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所

道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

族 稱

氏

名

年

月

日 生

學 歷

一、 年 月 日 何學校ニ入學 年 月 日 卒業

職 業

一、 年 月 日 何ニ従事ス

賞 罰

一、 年 月 日 何ニヨリ賞(罰)

右之通相違無之候也

志願者 氏

名 印

尙志願者は卒業學校長の當該學科を卒業したことを證すべき書類を必ず履歷書に添付しなければならぬ。

第三號書式

誓 約 書

私儀今般航空機關生ニ採用相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ若シ御規則ニ依リ修業費ノ償還ヲ命セラレタル節ハ私儀又ハ保證人ニ於テ償還可致ハ勿論萬一修業ニ關シ不慮ノ災禍ヲ蒙リ候共私儀ハ固ヨリ他人ヲシテ何等異議ヲ爲申立間敷候仍テ身元



飛行家になるには

七八

保証人連署ノ上誓約書提出候也

年 月 日

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

族稱

氏 名 印

年 月 日生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地何某方

族稱 本人トノ續柄

第一身元保証人 氏 名 印

年 月 日生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

旅稱 第二身元保証人 氏 名 印

年 月 日生

遞信大臣 殿

第二身元保証人は、東京市内又はその隣接市町村内に居住し、一戸を構へる者であることを證する當該市區町村長の證明書を誓約書に添付することが必要である。



## 第四編 民間飛行學校

### 第一章 序

飛行家を志望する人で、經濟的にめぐまれて居る人は、民間飛行學校に入學して、自由に操縦術を練習するがよい。又、今まで述べて來た、少年航空兵、逓信省航空局の依託生は男子に限られ、又年齢、資格に附いて制限が有つた。然し民間飛行學校ではその制限がない。女子でも大空に野心を持つ人は振つて入學するがよい。斯くして女流に依つて航空界の一端が占められ、男女協力して我が航空界の向上發展に努力されることを希望する。

次に主なる民間飛行學校を紹介して置く。

### 第二章 日本輕飛行機俱樂部

日本輕飛行機俱樂部は、昭和四年十二月、輕飛行機に關する研究をはじめ、操縦術の練習、航空趣味の普及と飛行機の實用化、經濟化を目的として生れ出た。その教育法の合理的な事を以て有名で、最も信用するに足る飛行學校の一つである。その會長は我が航空會の先驅者奈良原三次男爵で、その外次の様な役員を有する誇りを有つて居る。

|      |        |       |
|------|--------|-------|
| 會長   | 男爵     | 奈良原三次 |
| 常務理事 | 工學士    | 伊藤音次郎 |
| 同    | 實業家    | 兒玉靜治  |
| 理事   | 海軍少將   | 高崎親輝  |
| 同    | 陸軍中將   | 衣笠公寛  |
| 同    | 實業家    | 山本林平  |
| 同    | 理學士    | 志賀潔   |
| 同    | 航空時代社長 | 道永梯三  |



|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 同   | 工學士   | 木村秀政  |
| 同   | 實業家   | 中山弘一  |
| 同   | 一等飛行士 | 安岡駒好  |
| 願問  | 陸軍中將  | 長岡外史  |
| 同   | 同     | 安満欽一  |
| 同   | 同     | 上原平太郎 |
| 同   | 同     | 古谷清   |
| 同   | 陸軍大佐  | 徳永熊雄  |
| 相談役 | 實業家   | 星野錫   |
| 同   | 同     | 西野惠之助 |
| 同   | 同     | 佐渡島英録 |
| 同   | 同     | 竹島新三郎 |
| 同   | 同     | 村田直彌  |

次にその會則其の他を掲げて、参考に供することにしよう。之は同俱樂部から發行された原文の儘である。

### 日本輕飛行機俱樂部會則

- 一、名 稱 本會ハ日本輕飛行機俱樂部ト稱ス
- 二、目 的 輕飛行機ニ關スル諸般ノ研究、操縦術ノ練習、特ニ航空趣味ノ普及並飛行機ノ實用化、經濟化ヲ計リ空中任務ニ奉仕セン

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 同     | 男 爵   | 島津隼彦  |
| 幹事長   | 一等飛行士 | 安岡駒好  |
| 幹事兼會計 | 二等飛行士 | 豊田安太郎 |
| 幹事    | 同     | 吉田重雄  |
| 同     | 同     | 田中春雄  |
| 同     | 同     | 黒澤健   |



事ヲ期ス

三、會 員  
本會員ヲ正會員、準會員、贊助會員、特別會員、名譽會員ノ五種トス

四、會員ノ資格  
正會員ハ滿十六歲以上ニシテ中學二年修業程度以上ノ學力アル日本青年男女其他ノ會員ハ制限ナシ

五、役 員  
本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會 長 一名 副會長 一名 會 計 一名

六、幹事ト理事  
理事若干名 幹 事 若干名  
尙顧問相談役ヲ置ク

七、會長及幹事長  
幹事ハ正會員中ヨリ互選シ、理事ハ特別名譽兩會員中ヨリ推薦ス  
理事ノ互選ニヨリ會長、副會長、會計ヲ定ム

八、役員ノ權限  
會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長長事故アルトキ其任務ヲ代理ス

九、理事會幹事會  
會長副會長事故アル時ハ理事中ノ年長者其任務ヲ代理ス  
顧問相談役ハ會長ノ推薦ニヨリ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ囑託ス  
理事會ノ議長ハ會長トシ幹事會ノ會長ハ幹事長トス  
出席員ノ過半數ヲ以テ決議ス、可否同數ナルトキハ議長之レヲ決ス

十、幹事會ノ權限  
幹事會ハ正會員ニ屬スベキ左ノ事項ヲ審議決定實行シ得ルモノトス  
イ、練習飛行ニ關スル件  
ロ、航空ニ關スル諸研究事項  
ハ、貳百圓以下ノ金錢出納



ニ、貳百圓以下ヲ以テ實行シ得ル航空事業

十一、會員ト經費 本會ノ諸經費ハ正、準、贊助、特別會員ノ會費及名譽會員ノ寄附金、其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

十二、分 會 本會ハ必要ニ應ジ各府縣ニ分會ヲ設置スル事ヲ得

十三、賞 罰 本會ハ航空器材航空術等ニツキ發明、發見又ハ航空ニ新記録ヲ出シタル者ニ對シテハ之ヲ表彰シ賞金又ハ記念品ヲ贈ルコトアルベシ

十四、報 告 本會ハ年二回以上會報ヲ以テ會務並ニ會員ノ研究事項ヲ報告ス

十五、細則ハ別ニ之レヲ定ム

細 則

一、本俱樂部事務所及飛行場ヲ伊藤飛行場内ニ置ク

正會員ノ部

二、正 會 員 正會員ヲ左ノ如ク定ム

A 會員 三等以上ノ飛行士免狀ヲ所有スル者又ハ本會B會員トシテ單獨十時間以上ノ飛行ヲナシタル者

B 會員 自ラ飛行機操縦術ノ練習ヲナス初等練習生

C 會員 會員自家用ノ飛行機ヲ所有スル者

D 會員 日曜祭日等ノ休日ヲ利用シテ操縦術ノ練習ヲナス者又ハ特種ノ事情ニヨリ毎日練習シ得サル者

三、入會及退會 ABCD會員ノ入會ハ本會制定ノ體格検査表ニ信用アル醫師ノ記入セルモノヲ提出シ入會ノ許可通知ヲ受ケタル上記書類ニ希望會員ノ會費ヲ添ヘ事務所宛申込ム事

履 歷 書 壹 通

入會誓約及身元引受書 壹 通



最近ノ寫眞 壹枚  
戸籍抄本 壹通

(體格検査表、入會誓約、身元引受書ハ請求次第送付ス)  
正會員ヲ辭シタル者ハ特別ノ事情ナキ限り總テ特別會員トシ  
テ永久會員トス

四、入會金ト練習費

練習費中ニハ機體使用料、燃料費、教官報酬等一切ヲ含ム  
入會金 練習費(一時間ニ付)

A 會員 拾 圓 貳拾圓

免狀所有者ニシテ新タニ入會セル者

右 同 無 シ 拾七圓

本會B會員ヨリ進ミタル者

B 會員 貳百圓 貳拾圓

C 會員 拾 圓 貳拾圓

D 會員 五拾圓 參拾圓

五、飛行機使用料

會員ガ練習以外ノ目的ヲ以テ俱樂部ノ機體ヲ借り受ケ使用ス  
ル場合ノ料金ヲ左ノ通り定ム

A 會員 一時間 拾七圓 本會B會員ヨリ進ミタル者

同 貳拾圓 免狀所有者ニシテ新タニ入會セル者

B 同 同 貳拾圓

C 同 同 參拾圓

D 同 同 參拾圓

C、D會員練習及飛行機使用料ハ單獨十時間以後ハA會員  
ト同様一時間拾七圓トス

A、B會員ノ練習費及飛行機使用料ハ每一時間以上前納ノ  
事、一旦納入シタル料金ハ練習又ハ機體使用ヲ以テスル外  
現金ニテ返戻セズ



D 會員ノ練習費ハ其都度搭乗時間ツツ納入スル事ヲ得

C 會員ノ練習費ハ常ニ少クモ三時間分ヲ前納スル事、一旦納入セル入會費ハ返戻セズ、練習費、機體使用料ハ練習及機體ノ使用ニヨル外現金ヲ以テ返戻セズ

會員ガ所屬飛行場以外ニテ機體ヲ使用スル場合飛行場出發ヨリ歸還迄三日以上ニ亘ル時ハ使用時間以外一日ニツキ金貳拾圓也ヲ支拂フ事

### 六、受 験 料

三等ハ受験料ヲ要セズ

一、二等受験ノ場合野外出張人員ノ費用實費ヲ受験者ノ負擔トス

### 七、自家用飛行機ノ保管

C 會員二等免狀ヲ得タル者ハ所有機體ノ保管飛行場費トシテ毎月三十圓也ヲ會ニ前納スルモノトス

本俱樂部ハC 會員ノ機體ニツキ手入及定期検査等ノ責任ヲ負

フモノトス

但シ器材ノ補修費ハ實費計算トス

### 八、機體ノ破損

會員ガ練習及受験飛行中ニ器材ヲ損傷シタル場合ハ一切俱樂部ニ於テ責任ヲ負フモノトス

但シ故意又ハ重大ナル過失ニヨリ破損シタル場合又ハC 會員所有機ニ對シテハ其ノ責ヲ負ハズ

會員ガ練習受験以外ノ目的ヲ以テ使用中機體ヲ損傷シタル場合ニハ修繕實費ハ俱樂部及ビ使用者ニテ等分ニ負擔スルモノトス

修繕費ハ總テ伊藤飛行機製作所ノ見積リ價格ニ依ル

九、會員ノ死傷  
飛行作業中ニ於ケル會員ノ死傷ニ對シ本俱樂部ハ見舞又ハ弔意ヲ表スルモ責ニ任セス

### 一〇、第三者ニ對スル傷害

俱樂部員ノ飛行ニ於テ不時着陸其ノ他ノ故障ニ依リ第三者ニ



一、自家用飛行家  
ニ就テ

損害ヲ與ヘタル場合ハ俱樂部ノ飛行及練習飛行ノ場合ハ本會ニ於テ責任ヲ負フ、然ラザル場合ハ會員ノ負擔トス  
C 會員所有機ト雖モ本俱樂部公ノ飛行ニ供スル場合ハ俱樂部ニ於テ使用スルコトヲ得、場合ニヨリ報酬ヲ呈スル事アルベシ、萬一損傷ノ場合ハ本俱樂部ニ於テ責任ヲ負フ  
但シ所有主ハ操縦者ヲ指名スル事ヲ得

一二、會員ト乗用機

A、B、C 會員ノ乗用機ハ幹事會議ニ於テ決定シ會長若クハ幹事長ヨリ指定ス指定外ノ機體ニハ絶對ニ搭乘スルコトヲ得ス

一三、器材ノ手入

器材ノ保管手入ハ教官指導ノ下ニ正會員之ヲ行フモノトス

一四、正會員特典

本俱樂部員ハ伊藤飛行機製作所ヲ自由ニ見學シ又實習場トシテ使用スルコトヲ得

賛助會員ノ部

一五、賛助會員ノ會費ハ一口金五圓一回限リトス

一六、本會員ニハ本會徽章及同乗券一葉ヲ贈呈ス

特別會員ノ部

一七、特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ本會ニ精神的技術的援助ヲ與ヘラレタルモノ及毎年金拾圓也ヲ納附サレル者

但シ二回ニ分納シ又ハ一回ニ數年分以上前納スルコトヲ得

一八、本會員ニハ毎年同乗券二葉會報ヲ進呈シ本俱樂部ノ主催スル會ニ招待ス

一九、會員ニテ飛行機ヲ使用スル場合ハ左記料金ヲ以テ使用スル事ヲ得

飛行機使用料一時間金四十圓也 燃料飛行士手當ヲ含ム 但シ三十分ヲ

單位トス

名譽會員ノ部

二〇、特ニ航空界ニ功勞アリ又ハ本會ニ特別ノ寄附ヲセラレタル者（法人、私人タルヲ問ハズ）ハ理事會ノ決議ニヨリ名譽會員トス



二二、名譽會員ニシテ飛行機一臺以上又ハ同等ノ金額ヲ寄贈セル會員ニハ希望ニヨリ同會員ノ名ヲ機名トスルヲ事ヲ得

即チ加藤號、福島號又ハ都市公共團體ノ場合ハ大阪號東京號等ノ如シ

尙同機ヲ使用スル場合ハ寄贈者ニ限り左記料金ヲ以テ使用スル事ヲ得

飛行機使用料一時間金貳拾圓也 燃料飛行士手當ヲ含ム 但シ三十分單位トス

#### 準會員ノ部

二二、準會員ハ將來正會員タルモノ又ハ航空ニ趣味ヲ有シ航空ニ關スル研究ヲナサントスルモノ入會金三圓也、會費毎月一圓也トス

#### 必ズ讀ンデ頂キ度イ事柄

本俱樂部創立ノ目的ハ會則第二條ニアリマスガ右ノ目的達成ノ爲メニハ何レトシテモ多數技術優秀ナル操縦士ヲ養生スルニアリマス、ソレニハ出來ルダケ練習費ノ輕減

ヲ計ル必要ヨリ立案サレ創立ヲ見タノガ本俱樂部デアリマシテ普通飛行學校ニ於ケル

二分ノ一乃至三分ノ一ノ練習費ヲ以テ練習ガ出來ル様ニ組織サレテ居リマス

之レハ還言スレバ同一ノ費用ヲ以テ二倍乃至三倍ノ練習ガ出來ル譯デ從ツテ同ジ費用ヲ投ジタトスレバ本會員ハ非常ニ技術ガ優秀デアルト言フ事ニナルノデアリマシテ

茲ニ本俱樂部創立者ノ苦心ト犠牲ガ拂ハレテ居ルノデアリマス

然ルニ中ニハ品物デモ買フ様ナ考ヘカラ安カラウ惡カラウトテ本俱樂部ノ内容ヲ危惧セラルレ人ガアリマスガ安イノハ次ギノ理由ニヨルノデアリマス

本俱樂部ハ創立者デアリ常務理事デアアル伊藤音次郎氏が多年ノ經驗ト現在ノ位置ヨ

リ氏が經營ニナル飛行場工場ヲ俱樂部ノ爲メニ提供サレテ居ルノデ格納庫其他ノ設備費ヲ要セザル事 ソシテ組織ガ最モ合理的ニシテ例ヘバ機材ノ整備費ハ會員ノ入會金

ト寄附金デ出來ル故ニ練習費ハ眞ノ實費ニテ足リル事

然カモ操縦術教官學術教師ノ如キモスベテ時間割テ報酬ヲ支拂フ故ニ支出ニ更ニ無

#### 駄ノナイ事



クラブ制度ナルガ故ニ利益ヲ見ザル事

各役員ハ國家的立場カラスベテ無報酬デアル事

剩餘金アレバ會員ノ會議ニヨリ機材ノ改繕其他俱樂部ノ向上ノ爲メニ投ゼラルル等以上ノ理由ニヨリ世界中ニモ稀ナリト自信スル最モ低廉ナル費用ヲ以テ會員ガ操縦術ヲ修得出來ルノデアリマス

尙志望者中時ニハクラブ出身者ハ普通飛行學校卒業者ヨリ資格低キニアラズヤトノ疑ヲイダカルルモノガアリマスガ操縦士免狀ハスベテ航空局カラ航空官立會ヒノ下ニ試験ガ行ハレ合格者ノミニ發行セラレルモノデアリマスカラ日本中統一サレタモノデ何等資格ニ等差アルモノデハアリマセン

入會

會則ダケ御覽ニナツテモヨク分ラナイ方ガアルカモ知レマセンノデ左ニ解リ易ク手續キ經費等ヲ記シマス初メテノ人デ普通飛行學校ニ入ツタト同様ニ練習ヲシタイモノハ

先ヅ正會員中B會員トナリB會員ノ科程ガ終テA會員トナルノデアリマスB會員トハ三等操縦士免狀ヲ取ル迄又ハ單獨飛行十時間ヲ終ル迄ヲ申シマスA會員トハ右ノ科程ヲ終リ更ニ二等操縦士又ハヨリ以上ノ免狀ヲ受ケル迄練習スル會員デアリマス

|     |      |         |          |
|-----|------|---------|----------|
| 經 費 | B 會員 | 入會金     | 金貳百圓也    |
| 會 費 |      | 六ヶ月分    | 金拾八圓也    |
| 練習費 | 同    | 同乗七時間   | 金百四拾圓也   |
|     |      | 一時間ニ圓ノ割 |          |
|     |      | 單獨十時間   | 金貳百圓也    |
|     |      | 右同      |          |
| 小 計 |      |         | 金五百五拾八圓也 |

以上デB會員ノ科程ヲ終リマス茲デ三等ノ試験ヲ受ケテモヨシ受ケズニ其ママ二等迄B會員トシテ進ム事モ出來マス

|      |     |         |          |
|------|-----|---------|----------|
| A 會員 | 會 費 | 六ヶ月分    | 金 六 圓 也  |
|      | 練習費 | 四 十 時 間 | 金六百八拾圓也  |
|      |     | 一時間七圓ノ割 |          |
| 小 計  |     |         | 金六百八拾六圓也 |



合 計 金千貳百四拾四圓也

會費ハ成ベク六ヶ月分前納スル事毎月分納モ差支アリマセン  
 練習費ハ一時間分以上前納スル事但シ一ヶ月平均三時間以上ノ練習ガ出来マス  
 其他ノ費用ハ生活費小遣位デスガ當飛行場附近デ間借リシテ自炊スルトセバ借室料一  
 ケ月電燈付八圓内外デス俱樂部宿舍ダト一ヶ月三圓食費拾五圓デス  
 入會ノ手續ハ先ヅ第一ニ俱樂部規定ノ體格検査表ヲ請求シテソレニ信用アル醫師ノ診  
 斷記入ヲ受ケ御送リニナレバソレニヨツテ貴下ノ體格ガ飛行士ニ適スルヤ否ヤヲ判定  
 シテ御通知シマス然シテ合格ノ通知ニ接シテ初メテ左ノ書類ヲ俱樂部ニ提出入會サレ  
 ル事ニナリマス此場合ニスグ來場持參サレルモ差支アリマセン  
 入會誓約及引受書(本俱樂部ニ用紙ガアリマス)引受人ハ成可ク親權者又ハ戶主特別  
 ノ場合ニ限リ友人其他ニテ差支ナシ

履 歷 書

最近ノ寫眞

戶 籍 抄 本

現在三等免狀ヲ所有シテ居テ二等ノ受験練習ノ爲メ入會シタイ方ハ直チニA會員ニ入  
 會スル事が出来マス其場合ハ左ノ割合ニナリマス

入 會 金 金 拾 圓 也

練 習 費 一 時 間 金 貳 拾 圓 也

本俱樂部ハ更ニサラリーマンヤ學生諸君ノスポーツトシテ練習シタイト云フ人々ノ爲  
 ニD會員ト云フノヲ設ケマシタ之レハ土曜日祭日又ハ會員ノ都合ノヨイ日ダケ練習サ  
 セルノデアリマス

入 會 金 金 五 拾 圓 也

會 費 一 ヶ 月 金 一 圓 也

練 習 費 一 分 間 金 五 拾 錢 也

右ノ方法ニヨルトドンナ風ニナルカト申マスト今土曜日曜祭日ダケデ惡天氣ヤ私用ナ  
 ドノ爲メ平均一ヶ月五日間練習出来ルモノトシ一日ノ練習回数ヲ三回トシ一回ノ練習



時間ヲ平均四分間トシマスト一ヶ月丁度一時間乗ル事が出来マス一ケ年ニハ十二時間トナリマスカラ大抵無器用ナ人デモ單獨飛行ガ出来マス二年目ニハ三等免狀ガ受ケラレアマチュア操縦士トシテ英國ノA免狀ト同等ノモノデアリマストニ本會員ノ特長ハ練習費ヲ毎日練習シタイダケ持ツテ來レバヨイノデ十分間練習シタイ時ハ五圓、二十分練習シタイト思フ時ハ十圓ト云フ様ナ譯デスカラ、マトマツタ金ガ要ラズ活動ヲ見タリ郊外散歩ノ費用位デ愉快ニ空中趣味ヲ満喫シツツ知ラズ一人前ノ飛行士ニナレルト云フノデアリマス、各會員共入會ハ何時デモ差支アリマセン

尙二等飛行士免狀ヲ受ケマスト帝國飛行協會カラ金五百圓以下ノ操縦士獎勵金ト云フモノガ下附セラレマス

此の日本輕飛行機俱樂部は創立、日猶淺いにも拘らず、二、三等合して十二名と云ふ飛行士免狀獲得者を出し、民間飛行界に稀に見る好成绩である。

### 第三章 名古屋飛行學校

名古屋飛行學校は、創立以來既に拾年、我が國に於ける名實共に完備したものである。校長は斯界の權威者、かつて所澤陸軍飛行學校教官、陸軍航空本部検査官であつた。陸軍航空兵中佐御原福平氏である。その下に補佐役として、陸軍工兵大佐高橋勝馬氏が教頭の要職にあつて校務を見て居る。その他教官としては、佐藤實、柴田熊雄、澤田兼一各一等飛行士、坂東榮一、増田長徳各二等飛行士、陸軍大尉熊谷一氏が有る。助教官としては、五名の二等飛行士と機關士とが、學生の指導に盡して居る。

本校の飛行場として使用して居る名古屋市守山町小幡ヶ原の陸軍演習場は、約二十万坪も有つて、如何なる天候にも離着陸に困難を來す様なことはない。最も理想的なものである。

その練習用として使用されて居る飛行機二十餘臺、發動機三十餘臺が整備されて居る所は、實に素晴らしいものである。

本校は元來營利を離れ、模範的な飛行士、機關士の養成を目的とするのであるから、練習費は極めて廉く一分間一圓位である。實際空中教育を受ける様になるまでの地上



教育は一切無料で、練習用具、飛行機用消耗品等總て、貸與或は支給され、機關學生の授業料が全部無料であることも、他にその例は見當らない。

次にその入學の要項を述べて置かう。

一、入學資格——身體強健、品行方正にして、滿拾五才以上三十才以下の者に就き、考試の上入學を許可す。

高等小學校卒業者は、飛行機操縦部普通科、及機關部普通科に無試験で入學を許可される。

中學四年修了者は口答試問を行つた上、卒業者は無試験で、飛行機操縦部に入學を許可される。

二、特典——卒業者は郷土訪問飛行をするときは、使用飛行機を貸與され、その他種々の便宜を與へられる。

二等飛行士免狀獲得者には、帝國飛行協會から奨勵金として、金一千圓を下附される。又その滿二十五才以下の者は、三ヶ月間陸軍飛行學校に入校して、軍用飛行機

の基本操縦術の教育を受け、航空兵伍長に任せられ、一般徴兵を免除される。又本人の希望に依り現役下士志願も許され、引續き陸軍飛行隊附となり、その後勉強次第では將校にまで進まれる。海軍を志望する者に就いても同様である。

又機關部卒業生は徴兵検査の際、又は志願によつて、航空兵に採用され飛行聯隊に入營し、腕次第、勉強次第で昇進して行ける。

以上に述べた外、飛行學校も少くはない。一々に就いて詳しく検討したいのであるが、紙數の都合上割愛する。その詳細を知りたいことを希望せらるる方は、二錢切手封入紹介されれば、親切に教へて呉れる。

左に一括して、校名所在地を掲げておく。

#### 第四章 民間飛行機操縦術練習所 (昭和七年八月一日現在)

名 稱 所在地 代 表 者

日本航空輸送研究所 堺市大濱 井 上 長 一



|           |       |        |
|-----------|-------|--------|
| 日本飛行學校    | 東京市蒲田 | 相羽有    |
| 日本輕飛行機俱樂部 | 津田沼   | 伊藤音治郎  |
| 西田飛行機研究所  | 大阪木津川 | 西田仲右衛門 |
| 濱松飛行機製作所  | 濱松市外  | 中村喜三郎  |
| 東京飛行學校    | 東京洲崎  | 遠藤辰五郎  |
| 第一飛行學校    | 東京洲崎  | 上田光雄   |
| 第一航空學校    | 船橋町   | 宗里悦太郎  |
| 東亞飛行專門學校  | 津田沼   | 川邊佐見   |
| 德島飛行學校    | 德島加茂名 | 横山友象   |
| 名古屋飛行學校   | 名古屋市外 | 御原福平   |
| 安藤飛行學校    | 愛知新舞子 | 安藤孝三   |
| 北日本飛行學校   | 札幌市外  | 中村孝徳   |
| 御國飛行學校    | 東京府立川 | 伊藤西夫   |

## 第五編 飛行家の生活及び條件

### 第一章 飛行家の經濟的地位

飛行家の地位を職業として見たらばどんなものであらうか。軍部關係の方は、すでにのべたところであるから、此處には民間に在る人々に就いて述べておかう。

一流新聞社に就職し、空中輸送や寫眞撮影をする操縦士の月給は、百圓から百五拾圓位までで、年功、特殊の功勞の有る人は之よりも好遇される。月給以外に飛行回数と飛行時間とに依つて、一時間五圓から拾圓までの飛行手當が有る。民間飛行學校の教官は五拾圓から八拾圓どまりである。

日本航空輸送會社で、航空輸送に従ふ人は、月給七拾圓、飛行手當一軒三錢である。天候の都合にも依るが、大體、一ヶ月に七、〇〇〇軒位は飛ぶ。さうすると、月收先づ二百八拾圓といふ所である。



機關士は新聞社でも、輸送會社でも、月俸六拾圓に、操縦士の三分の一の飛行手當をつけるから、大抵月收百圓以上だ。

此等の外、航空士、通信士がある。その人数も比較的少いし、之から開拓の餘地があるものである。通信士の待遇は、操縦士、機關士の中間だといふことである。

航空士と言ふのは、

1. 逓信省令第八號航空法施行規則第七十二條に依り

航空機に搭乗し位置及び針路の測定に従事することを許された者。

通信士と云ふのは

2. 同 第二百二十五條に依り

「乗員を合せ一〇人以上の人員を搭載し得る運送營業用飛行機にして、飛行距離一六〇浬を超ゆる無着陸の陸上飛行をなすもの、又は飛行距離一一五浬を超ゆる水上飛行をするもの及一切の航空船は、無線電信の施設なくして之を航空の用に供することを得す」とあり、航空機の無線電信通信員を言ふ。

## 第二章 飛行家として必要な條件

飛行家になるに必要な條件を、先づ學力に就いて言ふならば、少なくとも中等學校卒業程度の學力を必要とする。逓信省令第五十七號航空機操縦士養成規則に、「學科試験は中學卒業程度に於て之を行ふ」とあるのを見てもわかる。先づ之位の學力がなくては、空中航法、航空氣象の了解が容易ではない。この程度の常識を持つて居ないと、實際飛行機を操縦する様になつてから、種々な困難や事故に遭遇した際、正確な判断を錯り、處置を誤まることがある。それは幾多の實例がよく物語つて居る。航空機は危険率も相當あり、その操縦は、自動車、電車等の運轉等と同一視出来るものではない。

一、二の例外はあるにしても、學力程度の低い者は、優秀な飛行家には先づなれない。だから小學校を卒業しただけの者は、この門戸をたたく資格はない。といつても悲觀することはない。以上は民間の飛行學校に入學して、直ちに操縦をしようといふ



場合のことである。

さきに述べた少年航空兵ならば、小學校卒業の者でも大威張りだ。此處では先づ中等學校卒業以上の學力をつける様に、親切に指導教育をして、實地の練習をさせるのである。それで小學校を卒へても、中學校には入れない、頭腦明晰で、體格も何の申分もない人は、どしどし之に應募するがよい。

次に體格に就いてだが、分り易くする爲に分けて述べる。體格の優秀卓越なることは飛行家たるに最も必要な條件である。

### 一、氣壓の變化と人體

航空機で急に上昇する。そこには氣壓の急激な變化がある。高山に登つた際に呼吸が困難なのは、上空に行くに従つて氣壓が減るからである。この氣壓の激變は、心臟に大きい影響を及ぼす。心臟はポンプと同様で、氣壓が變化すると、その運動は不規則になる。若し心臟が弱かつたら、それは非常な衰弱を來す。

血管は氣壓と一定の平均を保つ一定血壓の血液を含んで居るが、急激な氣壓の變化

に遭ふと、之に應じて、膨脹、縮少する。だから、血管が完全でない人は、この時、破裂するようなことが有る。

鼓膜が耳の内外の境である。地上に有るときは、その内外の氣壓が平的して居るが、急に上昇すると、その内部の空氣が流出し、之が開いてしまふ。猶下降の場合はその反對で、更に危険である。

この外氣壓の變化は、鼻孔、口腔、消化器、排泄器等に重大な影響を及ぼすものである。

### 二、酸素の減少と人體

酸素なしに人間は生きて行かれないことは、よく判つて居る。上空へ進むに従つて酸素の量は減るから、人體に必要な、一定量の酸素を取入れる爲には、呼吸の數も増加し、脈搏も高まる。肺臟も心臟も一層劇しい活動をする。斯ういふ状態が続くと、血液中の酸素の減少が大脳に影響し、注意力、判斷力、記憶力等は次第に衰へ、頭痛眩暈の如き病狀を呈する。これを航空醫學では、航空病と呼んで居る。



以上の變化に應ずるには、身體が丈夫でなくてはならない。若し、呼吸器、心臟、腎臟等に疾病が有る人は、病勢が急速に惡化してしまふことは言ふまでもない。

### 三、氣温の低下と人體

上空に進むに従つて、一〇〇米毎に約〇・六度づゝ氣温が低下する。三〇〇〇米の上空では、地上より一八度も低い。而も飛行機は進行に當つて、猛烈な風を受けるから、皮膚など露出して居ると直ぐに凍傷になつたりする。防寒設備が今日では相當整つて居るが、それでも油断は出來ない。咽喉や鼻孔に故障の有る人は、飛行家には不適當である。

### 四、神經の働き

飛行家はよく密雲に飛込む。さうすると、天もなければ地もないし、水平線の見えよう筈はなく、一切の目標は完全になくなる。前後は兎も角、左右、上下の方向はよく誤られる。此の密雲を抜出した時、自分では水平線を保つて居たと信じて居た機體が恐しく傾いて居て、思はず膽を冷すことが有るといふ。よく海岸の岩などに鷗がぶ

つつかつて死んで居るが、之は密雲や霧の爲に方向を誤つたのに依る。斯ういふ場合ばかりでなく、常に身體の位置を感じるのは、視覺と、内耳の三半規官の作用による。だから三半規官の不完全な人、近視、亂視、遠視や色盲の人は、先づ飛行家にはなれないとせねばならぬ。

この他に、聽覺も重要視される。發動機の音の變化に故障を豫想して、未然に之を防いだことがよく之を物語る。空中では地上に居るのとは違つて、些細な頭腦の鈍りからでも、直ちに重大な事故を惹起するのである。故に航空機の乗員として、空中に働く人は、餘程、冷靜、健全な神經をもつ果敢な人でなければならぬ。

以上の外に、未だ述べることは澤山有るが、之だけでも判る様に、航空機の乗務員は完全無缺な心身の持主でなければならぬ。従つて、その採用に於ける身體検査は非常に嚴重である。遞信省航空局の依託生を志願する者は、先づ各地方の病院、醫師から、身體検査證を作成して貰ひ、願書に添へて航空局へ差出す。航空局は、この體格検査證を詳細に調査し、合格の見込有るものを呼寄せて、再審査を行ふ。この提



出すべき検査證は、次のやうな各項に亘るものである。

航空機操縦生體格検査證

|     |    |           |          |    |    |      |    |    |      |
|-----|----|-----------|----------|----|----|------|----|----|------|
| 現住所 | 氏名 | 遺傳的<br>素因 | 及既<br>往症 | 身長 | 胸圍 | 關節運動 | 視器 | 聽器 | 現職   |
|     |    |           |          |    |    |      |    |    | 生年月日 |

|     |   |    |     |     |    |      |      |       |       |
|-----|---|----|-----|-----|----|------|------|-------|-------|
| 歐氏管 | 血 | 脈幅 | 擴張期 | 收縮期 | 摘要 | 検査月日 | 検査場所 | 醫師氏名印 | 鼻咽喉腔  |
|     |   |    |     |     |    |      |      |       | 胸腹部所見 |

斯くして、再審査検査では次の各項に該當する者が不合格となる。

- (イ) 身長五尺一寸未満の者。
- (ロ) 胸圍が身長の中半に達せず筋骨の薄張な者。
- (ハ) 精神病の遺傳的素因を有する者。



飛行家になるには

一一四

- (ニ) 精神病、癲癇、ヒステリー又は閃輝暗點症の既往症ある者。
- (ホ) 器質的腦脊髄疾患又は官能性神経系疾患ある者。
- (ヘ) 身體各部の發育及び能率が著しく不均等な者。
- (ト) 循環器若くは呼吸器に異常ある者、循環機能若くは呼吸機能充分ならざる者又は其の他これ等臓器の機能に、障碍を及ぼすべき他の臓器疾患ある者。
- (チ) 各眼の裸眼視力一・〇未満の者、遠視でその度が二デオプトリ以上の者及び眼精疲労ある者。
- (リ) 光神、色神、視野調節機、兩眼視機、眼球運動並に眼筋平衡に障碍ある者。
- (ヌ) 規力減退し又は左右不均等な者、及び均衡機能に障碍ある者。
- (ヌ) 聴力減退し又は左右不均等な者及び均衡機能に障碍ある者。
- (ル) 鼓膜に病的變化を呈し、又は歐氏管狭窄の者。
- (ヲ) 咽喉又は鼻腔に疾患ある者。
- (ワ) 反應時間並に認識選擇時間が著しく遅延する者。

(カ) 感情の安定性並に筋神に著しい異常のある者。  
 (ヨ) 心理學的検査に於て、その個性に著しく異常のある者。  
 (タ) その他疾病變常で航空勤務に適しない者。  
 第二次審査が専門家に依つて行はれた際、この提出された體格検査證に非常な誤りがある。その爲、折角大望を抱いて上京し、不合格の涙を吞んで歸らねばならないことが多い。醫師が責任を自覺することも必要であるが、志願者も注意して信用ある醫師を選び眞面目な體格検査證を作成して貰はなければならぬ。  
 次に参考までに、航空局委託操縦生の陸上飛行機志願者についての合格者數を表示しておかう。その第一期から第十一期までに就いてである。之に依ると志願者中、實際飛行家に適する人は、その一五パーセントしかないのである。

|    |      |        |        |      |      |
|----|------|--------|--------|------|------|
| 期別 | 志願者數 | 第一次合格者 | 第二次合格者 | 採用人員 | 卒業生數 |
| 一  | 一一四  | 八六     | 一四     | 一〇   | 一〇   |



飛行家になるには

|       |     |     |     |     |    |    |    |    |     |     |       |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-------|
| 計     | 二   | 三   | 四   | 五   | 六  | 七  | 八  | 九  | 一〇  | 一一  | 計     |
| 一、一四二 | 一三六 | 一四九 | 一四一 | 一二三 | 五三 | 六七 | 五三 | 七八 | 一〇四 | 一二四 | 一、一四二 |
| 六四九   | 五一  | 八三  | 四三  | 五一  | 一七 | 四九 | 四二 | 六七 | 八二  | 七八  | 六四九   |
| 一七九   | 一七  | 三三  | 一五  | 二一  | 一二 | 一九 | 九  | 九  | 八   | 二七  | 一七九   |
| 八一    | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 七  | 八  | 四  | 四  | 四   | 四   | 八一    |
| 七     | 八   | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 六  | 三  | 三  | 三  | 四   | 四   | 七     |

飛行家になるには (終)

昭和八年六月十五日 印刷  
昭和八年六月廿六日 發行

飛行家になるには  
定價金 四十錢

不許  
複製

編者 職業指導研究会

發行者 北村常三  
東京市四谷區新宿町一丁目八十八番地

印刷者 太田米吉  
東京市神田區錦町三丁目五番地

發行所

東京市四谷區新宿町一の八八  
振替口座東京二七一三〇番

三友社

電話四谷二二二一



＝書考參驗受及習自＝

| 版重                                  | 版七十二   | 版再                               | 版重                              | 版重                              | 版五十四                            |
|-------------------------------------|--|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 現代學生の<br>世界地理                       | 角田政治著<br>中等自習<br>中等參考<br>中等教育研究聯盟編<br>趣味の世界地理<br>上・下二卷 | 橋本辰彦著<br>受驗參考<br>學習指導<br>新しい日本地理 | 中等教育研究聯盟編<br>現代學生の<br>日本地理      | 中等教育研究聯盟編<br>現代學生の<br>日本地理      | 角田政治・橋本辰彦共著<br>改訂中等<br>趣味の世界地理  |
| 送料<br>定價<br>五〇<br>一〇<br>二〇          | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇                             | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇       | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇      | 送料<br>定價<br>五〇<br>一〇<br>二〇      | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇      |
| 且の編●<br>つ材で其●<br>自學の●<br>手引と●<br>の● | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●                        | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●  | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の● | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の● | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の● |

京東座口替振 行發社友三 區谷四市京東 番〇三一七二 八八ノ一宿新

＝書考參驗受及習自＝

| 版再                                 | 版二十                             | 版再                                 | 版一十二                                 | 版六十   | 版七十四  |
|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| 本多吉雄著<br>自學自習<br>受驗參考<br>代數學問題の解き方 | 石塚好忠著<br>自習及<br>受驗用<br>漢文の解釋と文法 | 文學士 青木武助著<br>受驗參考<br>學習指導<br>中等日本史 | 文學士 橋本辰彦著<br>自學自習<br>中等參考<br>趣味の東洋歴史 | 文學士 橋本辰彦著<br>自學自習<br>中等參考<br>趣味の西洋歴史<br>上・下二卷 | 文學士 橋本辰彦著<br>自學自習<br>中等參考<br>趣味の日本歴史<br>上・下二卷 |
| 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇         | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇      | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇         | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇           | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇                    | 送料<br>定價<br>四六<br>一〇<br>二〇                    |
| ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●    | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の● | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●    | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●      | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●               | ●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●<br>●の●               |

京東座口替振 行發社友三 區谷四市京東 番〇三一七二 八八ノ一宿新











編會究研導指業職

# 書叢導指業職

|    |           |          |            |           |           |          |          |           |             |          |
|----|-----------|----------|------------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-------------|----------|
| 内容 | 10        | 9        | 8          | 7         | 6         | 5        | 4        | 3         | 2           | 1        |
|    | 理髮師になるには  | 洋画家になるには | 小學校教員になるには | 新聞記者になるには | 看護婦になるには  | 齒科醫になるには | 醫師になるには  | 海軍軍人になるには | 陸軍軍人になるには   | 飛行家になるには |
| 各册 | 20        | 19       | 18         | 17        | 16        | 15       | 14       | 13        | 12          | 11       |
|    | 電信技手になるには | 船員になるには  | 車掌になるには    | 鐵道員になるには  | 遞信官吏になるには | 文士になるには  | 外交官になるには | 巡查になるには   | 自動車運轉手になるには | 美容師になるには |

▲以下續刊

本書は各々其の専門家の叙述である。  
本書は其の内容説明が親切丁寧である。  
本書によつて希望職業の羅針盤になる。

各册

定價金四十錢  
送料金四錢

東京市四谷區 三友社發行 振替口座東京 二七三〇番



終

